

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 832
2026 May



表紙写真

「空高く舞い上がれ」

第40回写真コンクール自由部門 入選
内藤 紗季●千葉会 事務局・家族

1年前の5月5日には眠るだけだった息子も、
今では笑顔で元気いっぱい成長しました。
大変だった日々も今ではかけがえない思
い出です。
こいのぼりのように明るくたくましく育っ
てほしいと願っています。

- 02 **事務所運営に必要な知識**
一時代にあった資格者であるために一
第110回 事務所運営に必要な労働社会保険の知識①
士業事務所経営者自身の働き方と労働法・社会保険
千代田社労士事務センター
特定社会保険労務士 堀 拓磨
- 06 **令和7年度富岳館高校出前授業**
- 08 **女性司法書士・女性土地家屋調査士による合同相談会**
- 10 **第5回 青年土地家屋調査士会
関東ブロック大会 in 栃木 開催報告**
- 12 **愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.147**
山梨会/大分会
- 15 **北海道防災・減災シンポジウム2026**
- 17 **令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の被災者向け合同無料
相談会に参加して**
- 19 **若手土地家屋調査士の「未来」を拓く
12人の若手土地家屋調査士
第8回 異業種から土地家屋調査士へ**
- 22 **eラーニングコンテンツ公開のお知らせ**
- 23 **連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信**
- 24 **会務日誌**
- 26 **各土地家屋調査士会へ発信した主な文書**
- 27 **土地家屋調査士名簿の登録関係**
- 28 **日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテMap**
- 29 **研修管理システム「manaable (マナブル)」の利用登録**
- 31 **令和7年度土地家屋調査士新人研修について**
- 34 **地名散歩 第171回**
一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介
- 36 **ちょうさし俳壇 第492回**
- 37 **人事異動 法務局・地方法務局**
- 38 **国民年金基金だより**
- 39 **編集後記**

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第110回 事務所運営に必要な労働社会保険の知識① 士業事務所経営者自身の働き方と労働法・社会保険

千代田社労士事務センター
特定社会保険労務士 堀 拓磨

—制度の空白とリスク管理という視点から—

士業として独立開業すると、多くの場合、自らが事務所の経営者として業務にあたることとなります。日々の専門業務に加え、受任判断、業務配分、外注の活用、設備投資、資金繰りといった事務所運営に関する意思決定も担うこととなり、その役割は極めて多岐にわたります。

一方で、士業の事務所では専門業務に注力するあまり、労働法や社会保険制度については十分に整理されないまま運営されているケースも少なくありません。特に小規模な事務所では、制度への対応が後回しになりがちです。制度は加入していれば足りるものではなく、その仕組みと限界を理解して初めて実務上の意味を持ちます。本稿では、土地家屋調査士事務所の「所長自身」に焦点を当て、労働法および社会保険制度との関係を、リスク管理という観点から整理してみたいと思います。

経営者は労働法の保護対象ではない

まず理解しておくべき点は、所長と職員では労働法上の位置付けが根本的に異なるということです。労働基準法をはじめとする労働関係法令は、原則として労働者を保護するための制度であり、事業主や法人の代表者など、いわゆる経営者については、原則として労働法の保護対象には含まれません。例えば、労働時間の規制や残業代の支払いといった制度は、労働者を対象としたものです。したがって、所長自身については、長時間働いたとしても労働基準法による保護を受けることはありません。この点については、「自分も現場で働いている」という感覚とのズレを感じる場面もありますが、法的にはあくまで経営者です。その結果、所長の働き方は制度によ

る保護ではなく、自らの管理に委ねられます。繁忙期に業務が集中した場合でも、業務量を調整するかどうかは自らの判断に依存します。

しかし、所長の稼働は、事務所の業務遂行能力そのものに直結し

ます。体調不良や事故により業務が停止した場合、その影響は個人にとどまらず、顧客対応や収益にも波及します。したがって、制度の外にいるからこそ、働き方の上限や代替手段を含めたりリスク管理が重要となります。さらに、所長の働き方には「代替がきかない」という特徴があります。士業の事務所においては、所長自身の判断や関与が不可欠な業務が多く、業務停止リスクはそのまま事務所経営リスクへと直結します。

ここで重要なのが、長時間労働と健康リスクの関係です。労働者について言われることですが、いわゆる「過労死ライン」として、発症前1か月におおむね100時間を超える時間外労働、または2～6か月平均で月80時間を超える時間外労働がある場合、脳・心臓疾患との関連性が強いとされ、これは経営者にとっても同様でしょう。労働者については、法定労働時間(1日8時間・週40時間)や時間外労働の上限規制により一定の歯止めがかかりますが、所長にはこれらの規制が直接及びません。つまり、制度上は過労死ラインを超えて働くことを止める仕組みが存在しないのです。この点に、経営者特有のリスクがあります。自らの判断で働き続けることができってしまうからこそ、意識的に労働時間を管理しなけ



れば、気づかないうちに危険な水準に達する可能性があります。

さらに、近年は、労働時間の長さだけでなく、「休息時間の確保」という観点から、勤務間インターバルについても議論が進められています。勤務間インターバルとは、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に、一定時間以上の休息を確保する仕組みであり、労働者の健康確保を目的とするものです。現在は努力義務とされていますが、制度の強化や義務化についても検討が進められており、今後の法改正において位置付けが見直される可能性があります。これは、単に労働時間の総量を制限するだけでは健康障害を防ぐことができず、十分な休息時間の確保が不可欠であるという認識に基づくものです。しかし、経営者については、こうした勤務間インターバルの考え方も直接適用されるものではありません。繁忙期には遅くまで業務を行い、翌日も早朝から対応するという働き方が常態化しやすく、結果として休息時間が極端に短くなることも少なくありません。長時間労働に加え、休息時間が十分に確保されない状態が続くことは、疲労の蓄積を加速させ、健康リスクをさらに高める要因となります。そのため、所長自身についても、単に「何時間働いたか」だけでなく、「どれだけ休息を確保できているか」という視点を持つことが重要です。

個人事業と人数規模、法人化で変わる社会保険

個人事業として土業の事務所を運営している場合、所長も職員も国民健康保険と国民年金に加入するのが原則ですが、令和4年10月からは個人事務所であっても常時5人以上の従業員を雇用している事務所は社会保険(健康保険と厚生年金保険)の適用が義務付けられました。また、法人は、元々、原則として社会保険の適用事業所となり、土地家屋調査士法人も例外ではありません。所長自身も当然に被保険者として加入することになります。ここで実務上特に重要なのが、「従業員がいなくても社会保険は強制適用である」という点です。法人である以上、代表者一人であっても適用事業所となるため、「まだ1人だから加入しない」という判断は制度上認められていません。

また、役員報酬と社会保険料の関係にも注意が必

要です。社会保険料は、報酬額に基づいて算定されるため、報酬設定によって負担が大きく変わります。報酬を高くすれば将来の年金には反映される一方、当面の保険料負担は増加します。逆に抑えれば負担は軽減されますが、将来の給付とのバランスを考慮する必要があります。さらに、社会保険料は、会社と個人で折半されるため、会社負担分も含めた総コストで考えることが重要です。報酬を増額すれば、個人の手取りだけでなく事務所の負担も増加するため、単純な増額が最適とは限りません。

在職老齢年金と役員報酬の関係

社会保険に加入する際に見落とされがちな論点として、在職老齢年金があります。これは、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している場合に、報酬と年金の合計額に応じて年金額が調整(減額)され得る制度です。この仕組みにより、報酬を増やしても年金が減少し、さらに社会保険料が増えることで、結果として思いのほか手取りが増えないという場合もあります。在職老齢年金については、令和8年4月から年金が減額される基準額が見直されました。今までは、賃金と老齢厚生年金の合計額が月51万円を超える場合に、超過額の2分の1が支給停止となっていました。改正によりこの基準額が月65万円に引き上げられました。この見直しにより、従来であれば年金の一部が支給停止となっていた水準の収入であっても、改正後は年金が全額支給されるケースが増えることとなります。すなわち、「働くと年金が減る」という状況が一定程度緩和され、就労と年金受給の両立がしやすくなる制度設計へと変更されました。もっとも、高額報酬を得ている場合には、改正後においても年金の支給停止が生じる点に変わりはありません。そのため、土業事務所の所長においては、引き続き報酬、年金および社会保険料を一体として捉え、手取りベースでの最適な水準を検討することが重要です。

法人化後に多いトラブル(未加入・遡及)

法人化に伴う社会保険の取扱いでは、未加入や手続き遅れが典型的なトラブルとなります。「従業員が少ない(少ない)から不要」といった誤解や、設立直後の多忙により後回しになることが主な原因で

す。しかし、法人は設立時点から(報酬の支払いなど他の要件が満たされる以上)適用事業所であるため、本来は速やかな加入が必要です。未加入が後に判明した場合には、原則として遡及して加入することとなり、その期間分の保険料もまとめて納付する必要があります。これまで私が関与した事業所様での経験上、調査の段階で自主的な届出に応じた場合は、遡及しての適用までは求められていませんが、もしもこの取り扱いが今後見直されれば、数十万円から場合によっては百万円単位の負担となることもあり、事務所経営に与える影響は小さくありません。こうしたトラブルを防ぐためには、法人化の段階で制度を正確に理解しておくことが不可欠です。

業務上のケガと制度の限界

労災保険は原則として労働者を対象とする制度であり、所長は対象外です。また、健康保険も業務上の傷病は原則対象外とされています。もっとも、業務上の傷病であっても小規模事業所の代表者については、例外的に健康保険の給付対象とされる取扱いが示されていますが、これは限定的なものであり、すべてのケースに必ず適用されるものとも限りません。そのため、制度上は保険に加入していても、実際には十分な補償が受けられない場面が生じ得ます。このような「制度の空白」は、所長特有のリスクとして認識しておく必要があります。

傷病手当金の実務上の制約

健康保険の傷病手当金は、「病気やケガにより労務不能であること」と「報酬の支払いを受けられないこと」が支給要件となっています。しかし、法人の代表者については、税務上の問題もあり、役員報酬が継続して支払われるのが通常であり、この要件を満たすことが困難だと思われます。その結果、療養中であっても傷病手当金を受給できないケースが多くなります。この点は、「社会保険に加入しているから安心」と考えている場合に見落とされやすい重要な論点です。

労災保険の特別加入制度

こうした制度の空白を補う手段として、労災保険の特別加入制度があります。これは中小事業主等が

任意で労災保険に加入できる制度であり、業務中や通勤中の事故について補償を受けることが可能となります。特別加入の手続きは、労働保険事務組合を通じて行うこととなります。例えば、商工会、中小企業団体、各種業界団体、社会保険労務士が運営する団体などが労働保険事務組合としての認可を受けている場合があり、ここを窓口として手続きを行います。

なお、自身の所得水準に見合った適正な額を申請し、都道府県労働局長が承認した額を給付基礎日額といいます。この給付基礎日額によって、負担すべき保険料額及び業務上の災害等により労災給付を受けることとなった場合の給付金額等が決まることとなります。

家族従業員の取扱い

士業事務所では、配偶者などの親族が事務を手伝っているケースも見られます。この場合、労働保険の取扱いには注意が必要です。事業主と同居している親族は、原則として労働者とは認められないため、労働保険の適用対象とならないことがあります。例えば、所長と配偶者のみで運営している事務所では、配偶者が事務を手伝っていたとしても、原則として労働者として取り扱われません。もっとも、事務所に一般の従業員が存在し、その従業員と同様の勤務形態で働き、さらに賃金についても同様の方法で計算され支払われている場合には、例外的に労働者として取り扱われるケースもあります。

この判断は形式ではなく実態に基づいて行われるため、一般の従業員と一緒に働いているという理由だけで処理するのではなく、勤務実態や賃金の取扱いを踏まえて慎重に判断する必要があります。また、こうした家族従業員についても、労災保険の特別加入制度を利用することで、業務上の事故に備えることが可能となります。

パワーハラスメントと所長の責任

ここまで、士業事務所の所長が制度上十分に保護されていない側面について見てきましたが、もう一つ重要な視点として、所長自身が「使用者」としての責任を負う立場にある点にも留意が必要です。その代表的なものがパワーハラスメントへの対応です。

職場におけるパワーハラスメントは、優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、労働者の就業環境を害するものと定義されています。士業事務所においては、所長と職員との関係は業務上明確な上下関係にあることが多く、意図せずともパワーハラスメントと評価されるリスクが存在します。

厚生労働省は、パワーハラスメントの典型例として次の6類型を示しています。すなわち、①身体的な攻撃(暴行・傷害)、②精神的な攻撃(暴言・侮辱・人格否定)、③人間関係からの切り離し(隔離・無視)、④過大な要求(明らかに遂行不可能な業務の強制)、⑤過小な要求(能力とかけ離れた単純作業の強制)、⑥個の侵害(私生活への過度な干渉)です。例えば、指導のつもりであっても強い口調での叱責が継続する場合や、能力に見合わない過重な業務を繰り返し命じる場合には、これらの類型に該当すると判断される可能性があります。また、逆に業務を与えない、いわゆる「干す」ような対応もパワーハラスメントと評価され得ます。士業事務所は規模が小さいことが

多く、所長の言動が職場環境に与える影響は極めて大きいといえます。そのため、「指導」と「ハラスメント」の境界を意識し、客観的に見て適切な範囲にとどまっているかを常に確認する姿勢が重要です。

所長は、制度上守られにくい立場にある一方で、職場環境を適切に維持する責任も負っています。この両面を意識することが、健全な事務所運営につながるといえるでしょう。

おわりに

以上のように、士業の事務所の所長は、制度の中で「保護の空白」に置かれやすい立場にあります。制度の仕組みと限界を正しく理解し、自らの働き方・報酬設計・リスク対策を総合的に見直すことが、安定した事務所経営につながります。特に、社会保険・年金・健康リスクは、相互に関連しているため、個別ではなく全体として捉える視点が重要です。

制度に守られていない部分があるからこそ、自ら備える。この意識こそが、士業事務所経営における重要な基盤といえるでしょう。

令和7年度富岳館高校出前授業

静岡県土地家屋調査士会 広報部長 袴田 雅俊

静岡会の出前授業

静岡会では、高校生を対象とした出前授業を10年以上前から行っております。静岡県は横に長い県でもありますので、東部、中部、西部の各工業高校の建築科と土木科の計6学科に対し授業を行ってきました。当時授業を受けた生徒が土地家屋調査士試験を受験したかは分かりませんが、驚くことに担当教員であった高校教諭が試験に合格し、令和7年に入会するという成果も生まれました。この会員との縁により今年度から新たに3校の出前授業を行うこととなり、現在は、7校8学科に対し授業を行っております。今後は、大学への授業も行いたいと現在広報部員で準備しております。

静岡県立富岳館高等学校の出前授業

令和8年1月19日、今年度から新たに3校の出前授業を行うこととなった富岳館高校へ土地家屋調査士会から6名、公嘱協会から5名の計11名で向かいました。近年は、高校生の減少に伴い建築科や土木科のような専門学科ではなく、様々な学科が集まった工業テクノロジー系列と呼ばれるクラスへの授業となりました。当日は、2年生25名(男子20名、女子5名)の生徒に対し、土地家屋調査士会が屋内授業、公嘱協会が屋外授業を行いました。

屋内授業では、趣旨説明の後、5分程の動画を見

ていただき、その後パワーポイントによる土地家屋調査士の仕事内容の説明を行います。パワーポイントではマンガを使って登記や測量の説明をしていくので、高校生にも分かりやすいと評判がとても良いです。その中ではクイズ形式でこの建物は登記できる?という質問を生徒にしますが、ここが一番盛り上がります!クイズに答えてくれた生徒には、静岡会で作成したオリジナルマフラータオルかトートバッグをプレゼントしますので、生徒の皆さんはとても喜びます。パワポ授業の後には質問コーナーがあり、生徒から様々な質問があります。中には年取などを聞いてくる生徒もいるので、はっきりと回答するようにしています。ここまでで屋内授業は終了となりますが、土地家屋調査士の魅力は十分に伝わったという手ごたえがありました。その後、全員で屋外に移動しますが、この移動中に女子生徒から『私、土地家屋調査士になりたい』という言葉聞き、思わず胸が熱くなりました。

屋外へ移動後は、公嘱協会の出番です。GNSSネットワーク型RTK法による埋設物の探索や最新鋭の3Dレーザースキャナーを使用した計測を少人数の班に分けて行います。高校の授業でもレベルは使用することがあるそうですが、ここまでの高価な測量機器に触れる機会はまずないので、テンションは爆上がりです。そんなこんなでアツという間の2時間



袴田広報部長(左)と渡邊新入会員(右)



屋外授業の様子

が終了しました。後日、アンケート結果を確認しましたが大変好評でした。なお、出前授業の様子は、静岡県内のローカルニュースで放送されました。

広報活動の重要性

現在、土地家屋調査士試験の受験者数は5,000人を下回っています。これは、危機的な状況だという話を聞いたことがあります。土地は測量士が建物は建築士が登記すればよいのではないか、という誤解の声が上がったことがあるそうです。実際そんなことは無理な話ですが、そうならないためにも受験者数を増やしていかなければなりません。しかし、令和2年度には4,000人をも下回った受験者数も、連合会や各土地家屋調査士会の広報活動の成果で令和7年度は4,824人まで回復しました。連合会のYouTubeチャンネルを見て土地家屋調査士になった方もいます。5,000人まであと少し！土地家屋調査士制度の充実発展のためにも、引き続き広報活動にご協力をお願いいたします。

土地家屋調査士制度の未来のために

土地家屋調査士の今があるのは、先輩方のお陰です。私は入会して23年目になりますが、入会した当初は仕事だけしていればよいと思っていました。会のことは役員がしてくれと思っていましたが、現在はその役員となって様々なことの必要性が分かりました。

静岡会では、総務部、財務部、業務部、広報部、研修部、社会事業部と様々な部に分かれて会務を行っております。中に入って分かりました。全て重要です。私は、その中の一つである広報部を任されていますが、日々悩み奮闘しております。巨額の費用をかけることができる『広告』とは違い、少ない経費でより良い『広報』ができるよう活動していきます。

高校生への出前授業は土地家屋調査士制度の未来への種まき、です。授業を受けてくれた生徒がいつかどこかで大輪の花を咲かせてくれることと信じて、これからも授業をしていきたいと思えます。

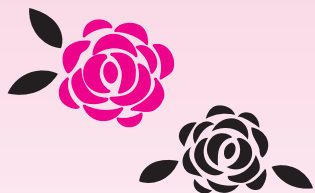


土地家屋調査士試験受験者数及び合格者数の推移

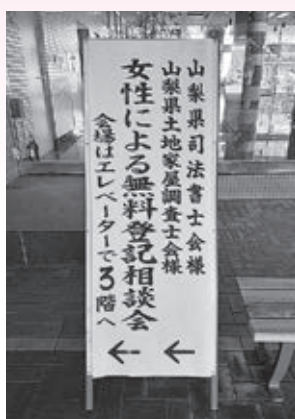


結びの挨拶をする松本副理事長(公嘱協会)

女性司法書士・女性土地家屋調査士 による合同相談会



山梨県土地家屋調査士会 広報部長 小川 紗織



会場入り口の様子

令和8年1月31日(土)に甲府市のジットプラザにて、山梨県土地家屋調査士会の広報事業として、山梨県司法書士会と共催で女性による無料登記相談会を開催いたしました。女性相談員ならではの雰囲気の中で開催された相談会の様子を報告いたします。

相談会は、第3回を迎えたばかりの新しい相談会です。この相談会が始まったきっかけは、当時の担当者である山梨県司法書士会の企画事業部長と山梨県土地家屋調査士会の広報部長の双方が女性であり、かつ、両者に面識があったことから始まりました。私も第1回の相談会から相談員として参加しており、待機時間などでは司法書士の先生方と有意義な情報交換をさせていただいております。

完全予約制の相談会ですが、今年度は3ブース×3回の全9組の予約を受け付けました。各ブース60分の交代制で時間に余裕を持って準備しておりますので、相談者の皆さんも相談員の私たちも、気持ちにゆとりを持って対応することができます。建物登記や土地の境界問題、相続登記や遺言・離婚等、日頃から悩んでいる身近な問題を中心に、司法書士と土地家屋調査士の2士業で対応し、可能な限り幅広く回答しております。基本的には女性の相談者さん、あるいは女性同伴の相談者さんの予約を受け付けていますが、中にはデリケートな問題を抱えている方もいらっしゃるので、相談員も女性ということで「相談しやすい、安心だ」という声も聞かれます。相談を受ける私たちも、「女性同士である」という意識を大切にしています。まずは相談者さんの声に耳を傾け、「安心して大丈夫ですよ」という雰囲気の中で相談を受け、最終的な解決には至らなくても、最低でも問題解決の道筋が見えるように話を進めます。時間いっぱい相談を終えて帰路に就く相談者さんの表情は、会場に入ってくる時の緊張した面持ちと比べて、少しだけ肩の荷が下りたような、心持ち晴れやかな表情で帰られていく方がほとんどです。次年度以降も、微力ながら身近な問題で困っている女性の助けになればと思い、この相談会を続けていきたいと考えております。

はじめに

本誌をご覧になっている土地家屋調査士の皆さんが所属している各会には、何名の女性会員がいらっしゃるでしょうか。私たち山梨県土地家屋調査士会には、この原稿を執筆している令和8年3月現在、全会員142名(3法人含む)のうち4名の女性会員が所属し、それぞれに活躍しています。今年度で第3回を迎えたこの合同相談会ですが、山梨県土地家屋調査士会からは例年2～3名の女性相談員を派遣してきました。女性土地家屋調査士による相談会といってもその人数に限りがありますので、あまり多くのご相談にお応えすることができません。小さな会の小さな相談会ですが、こうして広報誌「土地家屋調査士」に寄稿することで、多くの皆さんの目に留まり、その活動を広く知ってもらう機会を得られたことに、心より感謝申し上げます。

女性による相談会の様子

女性司法書士・女性土地家屋調査士による合同相

相談会の広報について

全国版の大きい新聞の他にも、山梨県では地元に着した地方紙が発行されており、県内のほとんどの家庭が定期購読をしています。その地方紙の中で、毎週火曜日と土曜日に「どれみるっく」というコンパクトなミニ広告を掲載できるコーナーがあります。今回の相談会は、その日程のおよそ1か月前と3週間前の2回、「どれみるっく」に小さな広告を掲載いたしました。また、直前の1週間前には同じく地方紙の無料イベント情報欄に、相談会の情報を掲載してもらいました。併せて新聞記者の方に当日の取材の依頼もかけておりましたので、当日の新聞取材に入っただき、翌2月1日の朝刊には写真付の記事を掲載してもらいました。新聞記事が掲載されたと言っても、地域面のほんの端っこの些細な記事です。しかし、地元の新聞に写真付の記事が掲載されたことで、「山梨県土地家屋調査士会という団体が、どうやら社会に貢献するような事業を実施しているらしい」、という広報の一端には貢献できたのではないかと思います。反響は少なくとも、知っている方からは「新聞に載ってたね、そんなこともやっているんだね」と声をかけてもらうこともあります。何もせずに後退していくよりも、そうした些細な積



山梨日日新聞2026年2月1日20面掲載

み重ねが「土地家屋調査士」という資格の認知度向上や土地家屋調査士制度の発展への一翼を担っていると思っています。

おわりに

相談員も相談者さんも、「専門家に相談する」という行為自体が男性主体であると感じております。実際、私の事務所に土地や建物のことでご相談に来る方や、土地や建物の登記名義人、境界確認の立会人等は、そのほとんどが男性です。そんな中で、ジェンダーレスの流行や日本で初の女性首相の誕生等、時代背景にも背中を押されて、もっと女性が主体になってもいいのではないかと考えます。もちろん、女性が主体になるその歴史には、これまで長年にわたり時代や社会構造を作ってきた多くの男性の先輩方、それを陰ながら支えてきた多くの女性の先輩方がいらっっしゃいます。私も現場作業や力作業、困難に直面した際には、男性の力や先輩方の力に頼ることがほとんどです。しかし、そういった確固とした歴史や技術力に裏打ちされて、女性が前に出ることを良しとしてくれる風潮ができあがりつつあります。「専門家に相談する」、この行為一つとっても、今までは家主である男性が代表して相談していたかもしれませんが、女性がもっと身近に、もっと手軽に相談する場が増えてもいいのではないかと感じます。私個人は、男性メインの業種の中であっても、自分自身や仕事内容に誇りを持って働いています。しかし、世の中の女性全員がそれを望んでいるとは考えておりません。だからこそ、小さくても、目立たなくても、「どんな女性でも相談できる」場の提供が重要だと考えます。

前述したとおり、山梨県土地家屋調査士会の女性会員の人数は限られています。女性相談員を派遣できない以上、あまり多くのご相談にお応えすることはできません。それでも細々と活動を続けていくことで、いずれは山梨県土地家屋調査士会の中でも対応できる女性相談員の数が増えていくかもしれません。広報誌「土地家屋調査士」への今回の寄稿も、その小さな前進につながると信じております。

第5回 青年土地家屋調査士会 関東ブロック大会 in 栃木 開催報告

栃木県土地家屋調査士会 いわぶち さとみ
岩瀬 里美

— 「未来につなげる土地家屋調査士」 —

栃木県宇都宮市において「第5回 青年土地家屋調査士会 関東ブロック大会 in 栃木」を開催し、関東甲信越各都県から多くの会員にご参加いただきました。研修と交流を通じて多くの学びとつながりが生まれ、本大会は盛会のうちに幕を閉じることができました。

本大会は、「未来につなげる土地家屋調査士」をテーマに掲げ開催いたしました。社会環境の変化や技術革新が急速に進む中、土地家屋調査士を取り巻く環境も大きく変化しています。業務の高度化やデジタル化が進む一方で、専門職としての責任や社会的役割はますます重要なものとなっています。こうした時代だからこそ、今、何を学び、どのような価値観を持って業務に向き合うのかが、これからの業界の未来につながっていくのではないかと考え、本大会を企画いたしました。

研修会場は、宇都宮市の交流拠点であるライトキューブ宇都宮。関東甲信越各地から集まった会員が一堂に会し、活気ある研修が行われました。

研修では、「土地家屋調査士 鈴木修塾」で有名な宮城県の鈴木修先生と、「プログ 桜町測量日々是精進」で有名な福岡県の溝田智司先生を講師としてお迎えしました。

鈴木先生には、「土地家屋調査士は自らの地図を

描いているか」というテーマでご講義いただきました。

「地図を描く」という言葉を、単なる測量や図面作成という意味にとどめず、「専門家として自らの進むべき道を主体的に描いているか」という問いとして投げかけられたことが印象的でした。

日々の業務では、目の前の案件に向き合うことが中心になりますが、その一つひとつの積み重ねが社会の基盤を支えているという原点を改めて考えさせられる内容でした。業務に取り組む上での心構えや責任感、そして誠実に仕事と向き合うことの重要性について語られた言葉は、これから本格的に業務に携わっていく若手会員にとって大きな指針となる内容でした。

また、青年土地家屋調査士会(以下「青調会」という。)は、単なる若手の集まりではなく、これからの業界を担う世代が学び合い、議論し、時に挑戦する場であるというお話もあり、自ら考え発信していくことの大切さを改めて感じる講義となりました。

続いて、溝田先生には、測量・登記分野における最新技術をテーマにご講義いただきました。近年進むデジタル化や技術革新について、具体的な事例を交えながら分かりやすくご説明いただきました。

測量機器やデータ処理技術の進歩により、業務の効率化や精度向上の可能性が広がる一方で、それらの技術をどのように業務に取り入れ、専門職として



鈴木修先生による講義



溝田智司先生による講義



懇親会で乾杯！

の価値を高めていくのが重要であるという示唆に富んだお話でした。参加者は真剣に耳を傾け、これからの土地家屋調査士業務の可能性について考える貴重な時間となりました。

今回の研修は、基本的な姿勢を見つめ直す内容と、最新技術を学ぶ内容の両方を取り上げた構成となりました。基礎を大切にしながら新しい技術や価値観を取り入れていくことが、これからの土地家屋調査士にとって重要であることを改めて感じる機会となりました。

研修終了後の懇親会は、会場を移して開催されました。研修の緊張感から解放された会場では、講師の先生方を囲みながら各都県の会員同士が交流を深めました。日頃の業務の話題や地域での活動について語り合い、終始和やかな雰囲気の中で活発な意見交換が行われました。

また、今回の懇親会では、交流企画として「eスポーツ大会」と題したゲーム大会も実施しました。対戦形式のゲームは初めての試みでしたが、会場には歓声と笑い声が広がり、大いに盛り上がりました。ゲームを通じて自然と会話が生まれ、他県の会員同士が打ち解けるきっかけにもなり、参加者同士の距離が一層近づいたように感じられました。

今回、栃木県で関東ブロック大会を開催できたことは、青年土地家屋調査士同士の交流を深める貴重



白熱のゲーム対決

な機会となりました。関東甲信越各地から集まった仲間が同じ時間を共有し、共に学び、語り合うことで、新たなつながりや気づきが生まれたことは、本大会の大きな成果の一つであると感じています。

本大会の開催にあたっては、準備段階から当日の運営まで、栃木青調会をはじめ多くの関係者の皆様に多大なるご協力をいただきました。企画や広報、会場設営、進行など、多くの方々の支えがあったおかげで無事に開催することができました。この場をお借りして心から感謝申し上げます。

「未来につなげる」とは、決して特別なことではありません。日々の業務を誠実に行うこと、後進に経験や志を伝えていくこと、そして変化を恐れず新しいことに挑戦していくこと、その積み重ねが、やがて業界全体の未来につながっていくのだと思います。

本大会で得た学びとつながりが、参加された皆様それぞれの地域での活動へと広がり、関東ブロック全体のさらなる発展につながることを願っております。

結びに、ご参加いただいた皆様、講師の鈴木修先生、溝田智司先生、そして開催にあたりご支援・ご協力を賜りました全ての皆様に、心から御礼申し上げます。今後とも、青調会活動へのご理解とご協力をお願い申し上げ、開催報告とさせていただきます。

愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol. 147

山梨会

『甲府駅から甲府城を臨む』

山梨県土地家屋調査士会 小川 紗織

私たちの地元、山梨県甲府市には、甲府城という城郭、正確には「史跡甲府城跡」があります。山梨県民は、通称「舞鶴城」と呼んで親しんでおります。甲府城はかつて20 haほどの広大な城郭だったようですが、現在は甲府駅にほど近い中心街に位置する城郭の一部が「舞鶴城公園」として開放されております。

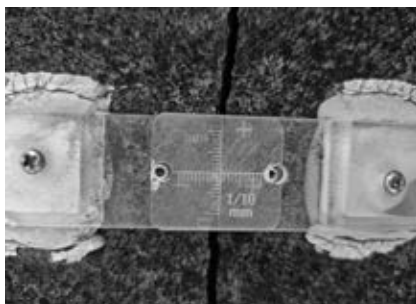
甲府城は、武田信玄の武田家が滅亡した後、豊臣秀吉の命で築城され、浅野長政・幸長父子により完成しました。その後、江戸幕府のもとで幕末まで存続しましたが、明治に入ると廃城となり、城内の主要な建物のほとんどが取り壊されました。徳川時代の面影を大幅に失った甲府城は、残された城跡が明治37年に「舞鶴城公園」として解放されるにいたり、現在では、約420年前の姿を残す壮大な石垣と、平成16年に復元整備された白壁の美しい稲荷櫓、そしていずれも木造復元のいくつかの門が存在するのみです。天主台は存在するものの、天守閣が存在したのかについては現在でも議論や検証が継続中で、現時点では天守閣が存在したという確証は得られておりません。しかし、甲府城は、天守閣がなくともその天主台をはじめとする石垣がすごいのです。甲府城の石垣は、巨石をあまり加工せずそのまま大胆に積み上げた「野面積み」と呼ばれる築城初期の積み方がされており、江戸時代以前の古い名残を今に残しております。中でも、全国の石好き、石垣好きの間で有名なのが、JR中央線の線路わきに広がる幅約100 m

に及ぶ築城当時のままの巨大な石垣です。東京方面から中央線の特急に乗って甲府駅に入ってくると、左手に雄大なその石垣がゆったりと姿を現します。山梨県や甲府市では、この壮観な石垣が形成する文化的景観を後世に引き継いでいくために、平成2年から舞鶴城公園の整備事業に着手し、平成27年からは甲府城跡石垣維持管理計画として、現在も山梨県立考古博物館の埋蔵文化財センターが中心となり、その事業を継続しております。最近、その事業に携わる機会に恵まれましたので、その一端をご紹介します。

従来、この石垣調査・史跡管理は、まずは崩落や落石等による直接的な危険を回避することが最も重要であるため、その変状の評価や危険度の判定のために、「目視」や「計測器(ゲージやプレート)の設置」を行い、mm単位、時には0.1 mm単位で定点観測による数値評価をしております。また、より限定した範囲において専門的な石工さんによる近接目視と打音検査を実施し、これらの「点検・調査」を基に、安全性を確保すると同時に、文化財である石垣の長寿命化を図り、維持管理に役立ててきました。もし、甲府城周辺に観光にいらっしゃることがあれば、その石垣の近くに行って、よく目を凝らしてご覧になってみてください。石垣のあちこちにプラスチック製の計測器が貼られていることに気がつくと思います。原始的な手法に思われるかもしれませんが、平成2年の舞鶴城公園整備から始まり、平成27



計測器(ゲージ)調査



計測器(ゲージ)



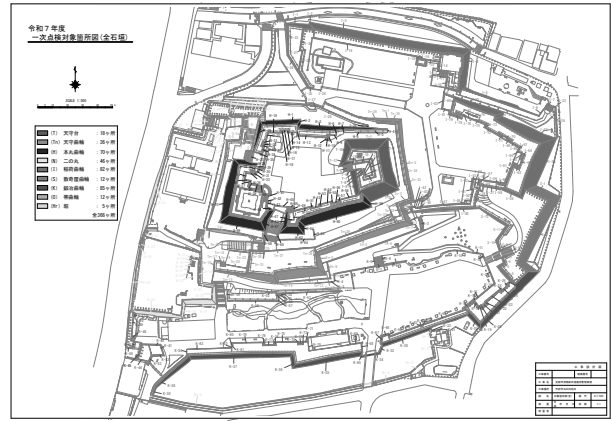
近接目視・打音検査



三次元計測データ

年の石垣維持管理計画に基づいて甲府城の石垣の全366面を毎年少しずつ調査している証です。

一方、最近の私たちの業務では、現況測量や家屋調査の際にLidarSLAM技術を利用して業務を効率化できることも増えてきたように感じます。甲府城の石垣調査でも、そういった新しい技術がどのように活かせるか、まずは三次元計測を行い、その表面のデータを取得しているようです。近年、急速に普及してきている三次元計測で使用する機械・技術では、まだまだmm単位での数値評価の実施は困難です。しかし、他県での災害により崩落した石垣を持つ城郭においては、既に三次元計測を実践している調査もあると聞いており、山梨県でも将来は三次元計測でヒートマップを表示して、石垣の孕み出しや欠落・落石等が一目瞭然に判定できるようになると思います。今後の技術の進歩により、より簡単でより高精度な



計測が可能になると、調査員自体がさらされる危険性や負担も少なくなり、また、新しいと思われていた技術が容易に手に入る時代の到来も期待されます。

そして、そんな技術の進歩と同調するように、山梨県内ではリニア中央新幹線の建設工事が着々と進んでおります。リニア山梨県駅は、現在のJR甲府駅とは離れた地域に建設が予定されております。リニア中央新幹線が開通して多くの皆さんが品川駅からリニアに乗って山梨県駅にいらっしゃるとなると、東京方面からJR中央線の特急で甲府駅に入ってくる際の、甲府城の圧巻の石垣を目にすることもなくなってしまいかもかもしれません。ぜひ、リニア中央新幹線が開通する前に、JR中央線特急「かいじ」に乗って、甲府駅から臨む甲府城の石垣を見に来ていただけたら嬉しく思います。

大分会

『第15回職人フェスティバル in 中津 —子どもたちが出会った“まちを測るしごと”—』

大分県土地家屋調査士会 広報部員 白石 隆造

大分県北部、福岡県との県境に位置し、福澤諭吉ゆかりの城下町として知られる中津市。その中心部に位置する日の出町・新博多町の両商店街を舞台



に、晴れの青空のもと、「第15回職人フェスティバル」が2025年10月26日(日)に開催されました。朝から気持ちのよい陽ざしが差し込み、通りには笑顔あふれる親子連れの姿が絶えませんでした。会場には約80の職人ブースがずらりと並び、木工や左官、和菓子づくりなど、地域の“職人の技”を間近に見て、体験できる恒例のイベントです。子どもたちがものづくりの楽しさに触れ、職業への関心を広げる貴重な機会となっています。

その中で、大分県土地家屋調査士会は「測量体験コーナー」を出展しました。午前10時の開会から午後3時の終了までの間に、なんと約200人の子どもたちがブースを訪れました。会場の一角に設けられ



たブースには、三脚の据えられたTS（測量機器）を設置し、興味津々でのぞき込む子どもたちの姿が絶えませんでした。

まず体験の第一歩は、土地家屋調査士の作業服に袖を通すこと。少し大きめの制服を着て、胸を張る姿はまるで“小さな調査士”です。その姿を見た親御さんたちは、思わずカメラを構え、「かっこいいね！」と声をかけながら嬉しそうに写真を撮っていました。

体験内容は、TSを覗いて、遠くのターゲットに描かれたイラストを見つけるというもの。ターゲットのイラストには、大分県の特産品である「しいたけ」や「カボス」などが描かれており、子どもたちは「どこにあるかな？」と楽しそうに探していました。高学年の子どもたちには、ターゲットまでの距離を推定してもらう“距離あてチャレンジ”も実施。測量の仕組みを遊びながら学べる内容に、多くの子どもたちが夢中になりました。

体験を終えた子どもたちからは、「遠くのものが見える！」「めっちゃきれいにはっきり見える！」といった驚きの声があがり、中には「どうして距離がわかるんですか？」と、測量の原理に関心を持つ子もいました。機械を覗いた瞬間に、普段の景色がまるで違って見える——その体験が、子どもたちの心に残ったようです。

見守る保護者の方々も興味津々で、「道路でよく測量している姿を見かけるので、何をしているのか気になっていました」「mmまでわかるんですね！」「子どもの高校はどんな学科に進学させたらいいですか？」など、たくさんの質問が寄せられました。測量機器を実際にのぞいてみるお父さんやお母さんの姿も多く見られ、家族みんなで学べる体験となりました。

中には、「山に50㎡くらいの土地があるらしいが、どこにあるのかわからなくて…」と、登記や土地の所在に関する相談をされる方もおられ、測量体験をきっかけに、土地家屋調査士の仕事への関心が一層高まったようでした。

今回のイベントを通して、子どもたちやその保護者にとって、土地家屋調査士という職業を身近に感じてもらう貴重な機会となりました。私たちの仕事は、見えない境界を明確にし、土地と建物の安心を支える“まちの縁の下の力持ち”です。この日体験した子どもたちの中から、将来この道を志す“みらいの土地家屋調査士”が生まれるかもしれません。

晴れわたる秋空の下、笑顔と好奇心があふれた一日。職人たちの技と心が集うフェスティバルで、土地家屋調査士の魅力を伝えることができたことは、私たちにとっても大きな喜びでした。



北海道防災・減災 シンポジウム2026

北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会が主催する「北海道防災・減災シンポジウム2026」が、令和8年2月27日(金)に開催されました。

第1部は、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の元会長柳平幸男氏(岩手会所属)による「登記基準点からみる震災復興と予防—岩手からの実践報告—」と題した講演です。



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会
連絡協議会 元会長 柳平幸男氏

岩手会では、2001年から登記基準点の整備に取り掛かっており、電子基準点のみを既知点とすることで、地球上の絶対位置を示す高精度な基準点が高い密度で設置されました。

2008年6月14日午前8時43分に岩手・宮城内陸地震が発生しました。マグニチュード7.2 最大震度6強の地震が発生してから僅か1か月後、余震が続く中、岩手県公嘱協会の登記基準点の管理者として登記基準点の移動量観測と改測作業を実施します。最大変動量は646mmあり、震源地に近いほど水平移動量が増大する複雑な歪みがある中、この移動量データは地域パラメーターの検討に活用され、改測により巨大な地殻変動を正確に捉え、地震後の不動産取引の安定と復興事業の円滑な進行に大きく貢献しました。

その3年後、2011年3月11日午後2時46分 日本の観測史上最大マグニチュード9.0の東日本大震

災が発生します。岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会では、4月5日に岩手県災害対策本部へ物的・人的支援の申出を行い復興のため尽力されます。阪神淡路大震災の際に法務省民事局第三課長から出された「地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものととして取り扱う」という通達を基にすると、地震前の登記基準点成果と地震後の登記基準点移動量を基に地震後の筆界点成果に反映することができます。登記基準点の移動量は最大4.706m、辺長で見ると1kmあたり最大392mmと複雑な歪みがある中、地域特有のパラメーターを算出し、境界復元が可能であるとのことでした。

震災復興のための道路整備や再開発では、正確な境界確認が不可欠ですが、迅速な復興の礎にあったのは、2001年(震災前)から整備に取り掛かっていた登記基準点であることがよく分かりました。

続いて、第2部は、札幌法務局統括表示登記専門官の細川秀樹氏による「震災と復興と登記」と題した講演です。

法務局で取り組んできた主な震災復興事業として、「建物の職権滅失登記」、「土地の境界復元作業」、「地図の街区単位修正作業」、「震災復興型地図作成作業」を行っているとのこと。北海道胆振東部地震の際にも、公費解体建物の職権滅失を502棟処理していることや、市町から地方税法第



札幌法務局民事行政部不動産登記部門
統括表示登記専門官 細川秀樹氏

381条第7項による申出(市町村長は、登記されている土地家屋と現況で相違があり課税上支障があると認める場合には、登記所に修正の申出をすることができる。)をしてもらい、職権滅失を行うなどのプロセスが説明されました。

細川統括表示登記専門官も東日本大震災時に被災地まで行き、建物滅失の現地調査などを支援されたとの体験談を伺いました。その際、迅速な復興作業の妨げになったのが、所有者不明土地や長期相続登記未了土地の問題です。それを契機として、所有者不明土地の解消や相続登記の義務化などの法整備が進み、2026年4月1日から住所・氏名の変更登記の

義務化が開始されます。私たちの日常業務においても、日頃苦勞している「隣接者の連絡先が分からない」などの緩和が期待されます。

震災に関わる2つの講演を拝聴し、講演の中で「温故知新から温故創新へ～古きをたずね、そこから新しく創っていく～」という言葉が紹介されましたが、「震災は必ず来る」と平時から準備をし、登記基準点のような知的インフラを整備することが予防につながることを、それを実現するには官民の連携が重要であることがよく理解でき、充実したシンポジウムでした。

広報部次長 荒木 崇行(札幌会)

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の被災者向け合同無料相談会に参加して



石川県土地家屋調査士会では、金沢地方法務局および石川県司法書士会との共催により、石川県輪島市の金沢地方法務局輪島支局において、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨で被災された方を対象とした合同無料相談会を開催されてきました。本相談会は、令和7年4月からこれまで毎月第2土曜日に計11回実施され、今回(令和8年3月14日)の12回目をもって一区切りになると聞き及び、取材を兼ねて参加してまいりました。

地元・福井県敦賀市を出発して4時間30分ほどで輪島市に到着しました。会場へ向かう道中では、倒壊家屋や焼失家屋の多くはすでに撤去されていたものの、明らかに傾いた状態の建物やブルーシートで覆われて応急的な処置が施された状態の建物、アスファルトが沈下しマンホールが浮き上がった形となった道路などが各所に見受けられ、震災の爪痕の深さを改めて感じました。

相談会場の輪島支局に到着すると、各ブースにはすでに相談者が訪れておりさらに次の順番を待つ方もいらっしやる状況でした。司法書士会からは4名、土地家屋調査士会からは石川会1名と中部ブロック協議会からの持ち回り1名(今回は富山会)の計2名で対応されていました。

現地の司法書士さんにお話を伺ったところ、開始

時間が12時30分のところ、会場準備のために12時10分頃に到着した時点ですでに複数の相談者が待機していることがこれまで幾度もあったとのことでした。取材に伺ったこの日は、全体で9組の相談があり、これまでと比較するとやや少ない来場者数のようでした。

相談は、まず窓口にて住所・氏名および相談内容の概要を確認した後、個別に詳しく伺う形で進められていました。来場される多くの方が仮設住宅を現住所としておられ、生活環境の変化や不便さがうかがえます。そうした中でも、可能であれば従前の土地に自宅を再建したいという強い思いをお持ちであることが伝わってきました。

相談内容として多かったのは、従前の土地における住宅再建の進め方や、それに伴う境界の調査・測量、境界復元の可否に関するもので、建物滅失登記に関する相談はありませんでした。

平時であれば、土地家屋調査士に相談いただくことで、円滑に解決へ導けるケースも多いと思われます。しかしながら、本件のような大規模な災害の後の状況においては、そもそも境界に関する確たる資料がさほどないことが考えられ、隣接土地の登記名義人の所在や生死すら不明である場合も想定されます。さらに、相続関係が複雑に絡むことも考えられ、



対応の難しさを強く感じました。

また、こうした問題は、最終的に手続きや費用の負担として相談者に影響することも多く、どのように説明し、どのように解決の道筋を示すべきかについて、非常に考えさせられる場面でもありました。

一方で、日本は地震をはじめとする自然災害の多い国であり、誰もが同様の状況に直面する可能性があります。このような非常時において、専門職としてどのように対応すべきか、また一人の市民として何を備えるべきかについて、日頃から考えておくことの重要性を改めて認識いたしました。

そのほかにも、農地を活用して住宅を建てたいという相談や、建物表題登記を本人申請したいとの相談などもあり、限られた時間の中で多岐にわたる相談に対応されていました。気がつけば終了予定時刻



の15時30分となり、相談会は盛況のうちに終了しました。

帰路では海沿いを車で走りながら、令和4年8月に家族で輪島市近郊を訪れた際のことを思い出しておりました。そのときにいただいたノドグロの塩焼きの美味しさや、宿泊したホテルでの余興・石川県指定無形民俗文化財“御陣乗太鼓”の勇壮さが今でも印象に残っています。私にとっては、いつかまた家族で訪れたいところのひとつです。

最後になりましたが、本相談会において対応された司法書士、土地家屋調査士の皆様に心より敬意を表するとともに、奥能登地域にお住まいの皆様の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

広報員 阿部 正貴(福井会)

若手土地家屋調査士の「未来」を拓く

12人の「若手」/土地家屋調査士

第8回 異業種から土地家屋調査士へ

秋田会 羽田 雄太郎 会員

高橋(広報員)：新年早々、むさ苦しい男との対談にご協力いただきありがとうございます。以前酒の席でお聞きしておりましたが、全くの異業種から土地家屋調査士を目指したとのことでしたね。その動機と決断の背景等について、インタビューさせていただきます。文春砲とは違いますので、包み隠さずお話しください。裸にはしないつもりです(笑)。

テーマ1：土地家屋調査士を目指した動機

高橋：私の場合、金農卒(金足農業高等学校)でしたので、実習で校外外を測量していました(無残な成果でした)。そのお陰で測量の知識があり、挑戦可能な資格として測量士、土地家屋調査士を知っていました。羽田さんは、どの様なきっかけで土地家屋調査士を知ったのですか？

羽田：20代の頃に行政書士の資格を取得した際に、土地家屋調査士という職業を知りました。そこで初めて「登記」という仕組みに触れ、なんとなく自分でも登記ができるようになりたいと考えるようになりました。長年、「何か一つの仕事ができるようになりたい」、「手に職をつけたい」という気持ちを抱き、自分に合う仕事をずっと探していました。これが最大の動機です。元々何か作業をすることが好きだったため、測量などの業務を含む土地家屋調査士の仕事が自分に向いているのではないかという、直感的な考えもありました。しかし、これまでは葬儀関係など測量や登記とは無縁の仕事をしていました。

高橋：目指した段階では、測量の「そ」の字も無いですね。そういう私も卒業して5年間は営業職をしており、手に職をつけたいと思った気持ちは一緒ですね。しかし、測量士補を取得し、合格率はかなり低いこの難関試験をどのように工夫して勉強をされましたか？

羽田：測量の知識や経験が全くない状態から始めたため、測量士補の勉強と同時進行でした。数学と作図には非常に苦労しました。特に「マイナスの座標」が出る問題が苦手で、常に計算ミスに悩まされてい



ました。また、初期の理解不足で勉強を始めた頃は、動画視聴やテキストを読み込んでも内容をあまり理解できず苦労しました。

高橋：私も勉強当初は言葉の理解に苦しみました。特に民法は、法律用語を理解していないと問題の意味さえ分からなくなりますもんね。反復学習で多くの問題に触れて「問題に慣れる」でしたね。しかし、娯楽、酒の味を覚えてからの勉強は苦行でしたね(笑)。勉強時間は必然的に膨大になったと思いますが、仕事、家庭、勉強と三足のわらじを履いて、そちらはどの様に乗り越えましたか？

羽田：当時は会社員でしたので、試験勉強に専念できる時間を確保するため、日中の仕事から割と自由時間のある夜勤の仕事へ配置換えをしてもらい学習時間を捻出しました。勉強を始めてしばらくした頃に妻の妊娠が判明し、「子供が生まれると勉強はより大変になる」と危機感を抱き、そこからは本気で勉強できた様に思います。試験の2か月前には無事に出産が終わり、育児をしながらの勉強となりました。抱っこしながらの学習には限界もあり、テキストの読み込みなどは可能でしたが、作図はどうしてもできませんでした。限られた状況下で「いろいろと試行錯誤しながら勉強したな」と、今では懐かしく思います。子供が生まれると、その可愛さから「ずっと見ていたい」という気持ちになり、勉強に身が入らなくなる時期もありました。しかし、忙しい



日々の中で「やれることは全てやる」と自分を奮い立たせ、合格に至りました。

テーマ2：理想と現実とのギャップ

高橋：実務では試験と比べものにならない程のギャップがあったと思いますが、どの様なご苦労をされていますか？

羽田：現在でも最も迷うのが、地目に関する判断です。現地の状況は複雑で混合や中間地目が多いのが現実です。法務局は「現況主義(現在の状況に基づいて判断する原則)」ですから、依頼者は簡単に考えていても、実際には雑種地の判断一つをとっても「目的として何に使われているか」を厳密に見極める必要があります、試験勉強との大きな差に悩み、苦しんでおります。測量に関しては、試験では出なかった様な複雑な形状の土地があったり、公共座標、境界確認のプロセスなど、悩むことがあまりにも多いなど感じています。

高橋：そうですね。現在は測量技術(GNSSなど)の進化や法令改正で、より精密で複雑な対応が求められるようになっていきますから、私もなんとか対応しています。ネットの普及で一昔前とは比べものにならないほど便利になりましたが、それに応じて技術、知識量は増え続けますしね。学生時代の平板測量が懐かしいです(ううっ涙…)。続きまして収入の期待と現実ですが、いかがでしょうか？

羽田：収入面に関しては、良い意味でのギャップを感じています。独立後の収入について、「思っていたよりもお金がもらえている」という実感があります。ただし、収入が増えることは単に喜ばしいこと



だけではなく、「稼げば稼ぐほど業務による心労が増える」という現実もあり、業務が完了した時の安堵感が達成感より上回っています。

高橋：先立つものがあるのは安心ですね。最近は、建物の表題登記一つにしても、昔に比べて確認事項が格段に増えておりますし、土地は隣接の方とのコミュニケーションを取りながら行わなければならない、人口減少率No.1の秋田県ですから、関係人は都会で生活されている方がとても多いので、アポ取りが大変ですよ。達成感より安堵感、一緒ですね。

テーマ3：若手へのメッセージ、描く未来の土地家屋調査士

高橋：最後になりましたが、これからの若手へのメッセージなどありましたらお願いします。

羽田：合格という「ゴール」から、独立という「スタート」へのギャップがとても大きく感じます。試験に合格した瞬間は大きな達成感と解放感に包まれますが、実際にはそれがゴールではなく、新たなスタートに過ぎないことに気づきました。私もまだまだ新人であり、偉そうなことは言えませんが、強いて言うなら、その過酷な実務のスタートに関して、周囲を頼る勇気を持つことです。一人で悩まず思い切って先輩や師匠のもとに飛び込み、教を請うことが必要な時もあると思います。もちろん自分で最大限考えたり、調べたりしてからの話ですが、多くの先輩方は、聞けば親身になって一緒に考えてくれます。相談相手がいることは大きな支えになりますが、最終的に決断を下し、結果に責任を持つのは自分自身であることを自覚しなければなりません。いきなり

仕事をこなせる人間はおらず、多くは失敗を繰り返して仕事を覚えるものです。それを糧に成長していけたらと思っています。

将来像については、「感謝の念」を持ち続けられる人であり続けたいと思っています。教えてもらった先輩や、無理を聞いてくれた役所の担当者に対し、キチンとお礼を伝える様にいつも心掛けています。

高橋：そうですね。その一本の電話、感謝の言葉が後の信頼関係につながり、仕事を円滑に進める助けになりますね。また、失敗を恐れず、鱒(ハタハタ)の様に日本海の荒波に抗える精神力を持つことですね(今シーズン不漁で食ってないっす)。

では、次の酒の席で羽田さんの十八番を聴きながら、傷だらけの男の背中、哀愁を感じたいと思います。

本日はお忙しい中、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

広報員 高橋 彰眞(秋田会)(取材・文)



男の哀愁

eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

公開したコンテンツ一覧

令和7年度制作

No.	コース	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師
1	倫理・法令関連研修	民事訴訟法の中級編1	1	1時間3分	専修大学教授 安達栄司
2	倫理・法令関連研修	民事訴訟法の中級編2	1	1時間13分	専修大学教授 安達栄司
3	業務関連研修	令和7年度ウェブ研修会 「筆界認定に関する表示登記の運用の見直し と現場での運用・事例解説」	3	2時間53分	山口地方法務局長 田中博幸
4	業務関連研修	調査士に必要な区分所有法 前編	1.5	1時間27分	土地家屋調査士 横井靖司
5	業務関連研修	調査士に必要な区分所有法 後編	1.5	1時間19分	土地家屋調査士 横井靖司

アクセス方法

日本土地家屋調査士会連合会が運営する研修管理システム「manaable」で受講することができます。
研修管理システム「manaable」のアクセス方法は、29ページをご確認ください。

CPDポイント

- ・コンテンツを最後まで視聴することで、自動的にポイントが付与されます。
- ・視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・同じコンテンツを何度視聴しても、ポイント付与は初回視聴分のみとなります。

令和7年度eラーニング視聴ランキング

順位	動画タイトル	視聴数
1	【日調連EL047】登記基準点測量現場例1（横矢博史会員）	506
2	【日調連EL030】一筆地測量マニュアル（高橋一秀会員）	468
3	【日調連EL029】登記基準点測量マニュアル（藤枝一郎会員）	457
4	【日調連EL001】「重ね図」作成手引書解説（GIS基礎編）（白土洋介会員）	455
5	【日調連EL048】登記基準点測量現場例2（横矢博史会員）	363
6	【日調連EL015】土地家屋調査士業務取扱要領（第1章～第2章）	332
7	【日調連EL054】土地家屋調査士として知っておきたい知識 所有者不明土地（横井靖司会員）	284
8	【日調連EL003】「重ね図」作成手引書解説（QGIS編）（中村浩司会員（監修））	282
9	【日調連EL049】土地家屋調査士のハラスメントに対する理解1（高野良子弁護士）	278
10	【日調連EL004】土地家屋調査士 会員必携 第1章「会員心得」（服部道明会員）	259

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



3月16日
～4月15日

桜の花びらが舞い散るとともに、今年も様々な総会シーズンがやってくる。土地家屋調査士の世界でも支部総会・単位会総会・ブロック総会・連合会総会と次々と開催される。各々の組織で総会の準備に当たる皆さんのご苦勞を想像するに、規模こそ違えど緊張感や気遣い等、共通する場面も見られる。私は、どんな事も、どんな時も「楽しんでやるモン」の勝ち。」だと呟くことにしている。

3月

17日 全国土地家屋調査士政治連盟 第26回定時大会

全調政連の定時大会に三戸副会長、柳澤専務理事と共に出席し、祝意をお伝えするとともに、土地家屋調査士業界全体の課題を共有すべく情報を交換させていただいた。会議後の懇親会には、多くの国会議員の先生方が参加されており、全調政連の日頃からの活動の奥深さを感じたところである。

18日 制度対策本部打合せ

年度末を控える中で、土地家屋調査士制度を前進させるエンジンとも言える制度対策本部会議に参加し、未来を見据えた活動方針を中心に打合せを実施した。

18日 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD) 評価検討委員会

CPD評価検討委員会をお願いしている有識者の方々に参加していただき、標記会議を開催。有識者の先生方からは、CPD制度の活用方策等に関して、多岐にわたるご意見を頂戴したところである。

20日 吉田末春氏「黄綬褒章受章祝賀会」

熊本会の前会長であり、連合会の元監事である吉田末春先生の祝賀会に出席。多くのお仲間とご家族に祝福され、笑顔あり涙ありのお祝いの会であった。

26日 日本地図センター第29回評議員会

日本地図センターの評議員を受任させてもらって、もう十年近くになる。地理教育の第一人者の先生や航測分野のスペシャリスト、海図の専門家等々多方面の皆さんと交わす会議の時間は、土地家屋調査士制度にとっても貴重な時間だと改めて感じる。

31日 第12回正副会長会議(電子会議)

令和7年度の最終日となったこの日の午後、副会長全員と専務理事、常務理事、総務部長に参集してもらい、本年度の活動総括と令和8年度に向けて気持ちも新たにすべく、リモート会議を開催した。

4月

1日 職員の辞令交付等

新年度の始まりに当たり、連合会事務局の職員全員に辞令を交付するとともに、土地家屋調査士制度を支えてもらっている事務局職員の皆さんには、引き続き力を貸してもらいたく、挨拶をさせていただいた。

4日 中野正章氏黄綬褒章受章記念祝賀会

滋賀会の元副会長・中野正章先生の祝賀会に出席するため、琵琶湖ホテルに向かう。中野先生は、いかにも穏やかでその人柄が滲み出る、温かい祝賀会であった。

15日 第1回正副会長会議

新年度最初の常任理事会を午後から開催するに当たり、正副会長会議を招集。懸案事項の整理と共有、方向性の確認等を行う。

15、16日 第1回常任理事会

6月の連合会総会に付議する議案を視野に常任理事会を開催した。

3月

16日

○第9回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和7年度のウェブコンテンツの作成について
- 2 広報ツールについて
- 3 受験者の拡大に向けた活動について
- 4 『土地家屋調査士白書2026』について
- 5 全国広報担当者会同(広報コンテスト)について
- 6 令和8年度広報部の事業計画(案)及び予算(案)について

○第6回会報「土地家屋調査士」編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 4月号の編集状況について
- 2 5月号以降の掲載記事について
- 3 令和8年度の広告掲載申込状況について

16、17日

○第4回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 ODRのマニュアルの作成について
- 2 ウェブ会議等を導入する場合の規程について
- 3 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催について
- 4 境界紛争解決支援センターくまもとの運営方針について
- 5 令和8年度における日調連ADRセンターの活動方針について

18日

○土地家屋調査士CPD評価検討委員会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士CPD制度の現状について
- 2 今後の土地家屋調査士CPD制度について

18、19日

○第8回研修部会

<協議事項>

- 1 令和8年度新人研修について
- 2 令和8年度におけるeラーニングの作成について
- 3 研修関係規則の見直しについて
- 4 全国の土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 5 研修ポータルサイトについて
- 6 研修管理システム及びCPD管理システムの改修について

7 土地家屋調査士特別研修の受講者拡大に向けた取組(ADR認定土地家屋調査士・受講促進用動画の作成等)について

8 土地家屋調査士特別研修の受講促進チラシの作成について

9 令和8年度研修部の事業計画(案)及び予算(案)について

24、25日

○第6回財務部会

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程、日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程及び専務理事等の役員手当等の特例について
- 2 令和8年度予算(案)について
- 3 会員徽章の頒布価格について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則における義援金の給付に関する運用基準(案)について

○第3回「土地家屋調査士白書2026」編集会議

25、26日

○第7回総務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法人について
- 2 綱紀案件に関する意見交換会の開催について
- 3 非土地家屋調査士広域監視対策室(仮称)の設置について
- 4 土地家屋調査士登録事務取扱規程付録様式(案)の一部改正について
- 5 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務における手数料について
- 6 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に係るシステムにおける異体字の取扱いについて
- 7 連合会が被災した際における対応について
- 8 令和9年(2027年)土地家屋調査士手帳の作成について
- 9 令和8年度総務部の事業計画(案)及び予算(案)について
- 10 第83回定時総会の運営等について
- 11 登録システムの導入に係る経費の予算計上について
- 12 越境物に関する合意書について

26、27日

○第7回社会事業部会

<協議事項>

- 1 境界の確認を目的とする所有者不明土地管

- 理制度の手引の作成について
- 2 令和8年度社会事業部の事業計画(案)及び予算(案)について

31日

- 第12回正副会長会議(電子会議)

4月

7日

- 第1回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 法務省地図XMLデータに基づく不動産登記法第14条第4項地図街区単位修正事業について
- 2 業務関連文書の共有について
- 3 筆界確認図の社会的浸透を図るための広報活動について
- 4 法務省民事局民事第二課からの意見照会について
- 5 登記基準点に関するeラーニングコンテンツについて
- 6 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の実施結果についてのウェブサイトでの公開について
- 7 今後の業務部会について

8日

- 第1回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第21回土地家屋調査士特別研修について
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 3 特別研修特別会計の収支について

13日

- 第1回財務部会

<協議事項>

- 1 令和7年度一般会計収入支出予算における目間流用について
- 2 令和7年度一般会計及び特別会計の収入支出決算報告について
- 3 令和8年度一般会計及び特別会計の収入支出予算(案)について

14日

- 第1回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和8年度のウェブコンテンツの作成について

- 2 こども霞が関見学デーへの対応について
- 3 令和8年度の広報ツールの作成又は活用について
- 4 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 5 受験者の拡大に向けた活動について
- 6 『土地家屋調査士白書2026』について
- 7 全国広報担当者会同(広報コンテスト)について
- 8 土地家屋調査士会又はブロック協議会への情報提供について
- 9 会報の編集及び発行について

15日

- 第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

15、16日

- 第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和8年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 令和7年度一般会計収入支出予算における目間流用について
- 3 令和7年度一般会計及び特別会計の収入支出決算報告について
- 4 令和8年度の事業方針大綱(案)及び事業計画(案)について
- 5 令和8年度一般会計及び特別会計の収入支出予算(案)について
- 6 第83回定時総会提出議案について

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規則の一部改正(案)について
- 2 広域監視対策室の設置について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則(附録第10号様式(事件簿)及び附録第11号様式(年計報告書))の一部改正(案)について
- 4 法務省地図XMLデータに基づく不動産登記法第14条第4項地図街区単位修正事業について
- 5 筆界確認測量図に関する動画及びパンフレットについて
- 6 第83回定時総会の対応等について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会事務局規則の一部改正(案)について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
3月23日	連合会ウェブサイト「会員の広場」ログアウト機能の実装について(通知)
3月23日	会員数等の報告方について
3月24日	不動産登記規則の一部を改正する省令案に関する意見の提出について(依頼)
3月25日	土地家屋調査士会会則モデル逐条解説の正誤表の送付について
3月25日	「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」(令和8年3月追加・修正)の送付について
3月30日	土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂について(通知)
3月30日	登記基準点認定規程等並びに登記基準点測量作業規程運用基準等の一部改定について(通知)
3月30日	eラーニングコンテンツの公開について(連絡)
3月30日	連合会頒布品(会員徽章)の価格の変更について(お知らせ)
3月30日	土地家屋調査士法第3条第2項第2号の規定に基づく認定について(通知)
4月1日	令和8年度における国民年金基金の制度広報に係る協力依頼について(お願い)
4月3日	全国一斉不動産表示登記無料相談会の開催について(お願い)
4月3日	民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(符号の表示関係及び職権による住所等変更登記関係)(参考送付)
4月6日	個人番号カードに格納された署名用電子証明書の活用に関する周知について(依頼)
4月6日	令和7年度第5回理事会議事録
4月9日	令和8年度綱紀案件に関する意見交換会開催のテーマ募集について(依頼)
4月10日	法務省民事局長通達の送付について(参考送付)
4月13日	「登記情報提供サービス」の広報用リーフレット及びポスターの送付について
4月13日	第76回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について(連絡)
4月13日	狭あい道路解消シンポジウムの開催について(お知らせ)
4月14日	令和8年度以降の登録免許税について(参考送付)
4月14日	令和9年1月以降の給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正に係る周知について(依頼)

土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

登録

令和8年3月2日付け

神奈川 3284	西田 直史
埼玉 2858	小野 剛
群馬 1120	金子 誠弥
愛知 3195	藤田 翔一
愛知 3196	森 裕晃
愛知 3197	大島 寛之
富山 569	宮田 雄二
富山 570	石丸 竜舞
福岡 2480	川上 宏晃
熊本 1261	長岡 越
熊本 1262	山村 舜
宮城 1100	宮地 将平
旭川 312	滝本 直希
釧路 369	窪田 篤弘
愛媛 899	渡部 勇介

令和8年3月10日付け

東京 8470	大塚 翔
東京 8471	松本 大介
東京 8472	水沢 聡
神奈川 3285	梶谷 祥子
埼玉 2859	島田 成章
千葉 2308	瀧澤 佑馬
千葉 2309	大川 洋
群馬 1121	白井真由美
群馬 1122	小暮 寛文
長野 2653	七尾 達也
大阪 3523	林 元之
大阪 3524	吉永 隼人
兵庫 2613	前田 祥
奈良 476	中嶋 勝宣
愛知 3198	平野 昭宏
愛知 3199	太田 勇一
愛知 3200	深谷 和之
愛知 3201	伊藤 誠二
愛知 3202	千崎健太郎
愛知 3203	伊東 未来
愛知 3204	石濱三四郎
石川 700	山下 りん
福岡 2481	江藤 史明
福岡 2482	高岡 宏
福岡 2483	平山 偉之

宮城 1101	佐藤 秀樹
青森 803	辻村 裕亮
札幌 1265	小林 佑史
函館 221	國谷 大輔
徳島 539	藤原 雅和

令和8年3月23日付け

東京 8474	高橋健太郎
東京 8475	若林 大助
埼玉 2860	細田 和之
長野 2654	牛山 紘輔
新潟 2258	高橋 正芳
愛知 3205	野田 啓紀
愛知 3206	村上 綾菜
岡山 1444	廣澤 博文
鳥取 490	松本 大翼
福岡 2484	池田 昌崇
熊本 1263	松永 飛鳥
熊本 1264	當銘 由也
福島 1543	田湊 伸吾
山形 1256	淀川 拓巳
高知 696	和田 朋樹

登録取消し

令和7年12月25日付け

愛知 2021 和田彌一郎

令和8年1月7日付け

奈良 141 伊東 月臣

令和8年1月14日付け

長野 2149 林 良次

令和8年1月21日付け

福岡 1908 小金丸孝幸

令和8年1月26日付け

福岡 2329 石田 理

令和8年2月3日付け

新潟 1691 高橋 利春

令和8年2月8日付け

新潟 1786 浅野 博

令和8年2月10日付け

三重 642 渡邊 和泉

令和8年2月18日付け

富山 322 井藤 昌春

令和8年2月21日付け

和歌山 243 柳 眞吾

令和8年2月24日付け

徳島 370 増田 学

令和8年3月2日付け

埼玉 1741	鹿倉 宣彦
山梨 242	望月 敏
鹿児島 912	内別府 積
福島 995	重巢 栄治

令和8年3月10日付け

千葉 1074	船橋 義信
奈良 126	畔岡 良民
奈良 291	中川 享
奈良 318	山村 光司
滋賀 408	薬師川 隆
三重 601	富田 満子
岐阜 757	山口 八郎
広島 1160	清水 純
広島 1341	藤 和博
広島 1945	太田 勇一
沖縄 236	宇根底智生
宮城 679	南城 正剛
高知 581	金田 敏幸

令和8年3月23日付け

栃木 832	古口 譲一
長野 2411	市橋 健一
兵庫 2487	上田利喜男
岐阜 934	松浦 長夫
岐阜 1174	新谷 淳一
福岡 1903	新井 伸昭
熊本 917	植原 直司
熊本 1156	荒木 啓智
宮崎 646	甲斐 勉
香川 607	林 茂

ADR認定土地家屋調査士の登録

令和8年3月10日付け

鹿児島 1104 吉村 政敬

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム **調査士カルテMap**

追加料金なしで登記所備付地図*が実装

※公共座標系が対象となります

登記所備付地図を
 住宅地図に重ね合わせて閲覧可能



ブルーマップがない地域の地番特定・筆界の確認ができるので、
 すぐに土地の情報が得られて
 事前調査を省力化できます

〈モニター調査士の声〉

役所調査がラクになりました。
 (茨城土地家屋調査士会 U様)



カルテMapだけで業務に
 必要な情報が揃い、とても便利です！
 (広島県土地家屋調査士会 N様)



登記所備付地図のDXF・SIMAデータ
 ダウンロードが可能



ダウンロードしたデータをCADソフトや測量器機に取り込めるので、
 手入力・チェック作業の工程を省き、
 業務の効率化に大きく貢献できます

〈モニター調査士の声〉

公図写の作成がラクになりました。
 (茨城土地家屋調査士会 U様)



素早くデータを取得できて
 測量や図面作成に大助かりです！
 (広島県土地家屋調査士会 N様)



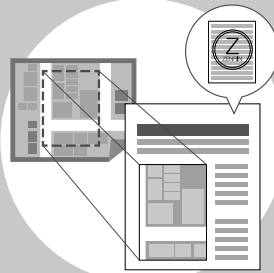
「調査士カルテMap」でできること

現地調査前に
 必要な地図がこれ一つで



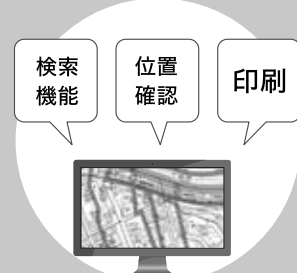
PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。
 紙の地図帳とは異なり、ページの境や
 市町村境も簡単に確認できます。
 (住宅地図・ブルーマップは全国閲覧可能)

複製許諾付きの
 地図印刷ができる



対象範囲を指定の縮尺で設定し、
 簡単に地図資料を作成できます。
 地図には複製許諾証がついており、
 案内図配布や登記申請の添付資料として利用できます。

業務で便利な
 機能搭載



シーンに応じたさまざまな検索、
 SIMAデータを取り込んで基準点
 等の位置確認、距離や土地の簡
 易計測など、便利な機能を多く
 搭載しています。

全国閲覧可 月額 **3,960**円(税込)

お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております

無料で利用できる期間を
 ご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会

「調査士カルテMap」問合せ窓口

(E-mail) kartemap@chosashi.or.jp



研修管理システム

「manaable(マナブル)」の利用登録



日本土地家屋調査士会連合会では、令和6年10月22日から研修管理システム「manaable (マナブル)」を導入しています。研修受講申込・受講管理・eラーニング視聴等に必要となりますので利用登録をお願いします。

manaableの利用登録は、下記のURL（当連合会ウェブサイト）へ移動していただき、manaableのアイコンから登録できます。

<https://www.chosashi.or.jp/activities/training/>

また、次ページの二次元バーコードからも登録可能です。

The screenshot shows the website's navigation menu with '日調連の活動' (Activities of the Japanese Land and House Surveyors Association) selected. The main content area features a '研修' (Training) section. A red box highlights the '研修管理システム (manaable)' link. Below this link, there is a description of the system and two PDF files for download: '3つのステップだけで登録完了! (PDF ファイル 0.33MB)' and '研修管理システム操作マニュアル (利用書用) ver1.0 (PDF ファイル 7.13MB)'. To the right, there is a '日調連の活動' sidebar with various activity links, including '研修' (Training) which is currently selected.

こちらのアイコンをクリックし、新規登録から利用登録してください。



3 つのステップだけで登録完了！

ステップ 1

会員の方は、ご自身のメールアドレスと、ご自身の所属会の選択と、登録番号をご入力いただき、会員情報と合致したら会員としてログインすることができます。会員以外の方は、ご自身のメールアドレスのみでログインが可能です。



⚠ 同じメールアドレスでの登録はできません。

⚠ 携帯キャリアメール(docomo / softbank / ezwebなど)での登録はセキュリティ設定によりメールが届かない可能性がありますのでご注意ください。

会員の方

新規登録

会員 会員以外

会員以外の方

ステップ 2



日本土地家屋調査士会連合会 <no-reply@manaable.com>
To info@sends >

「本登録手続き」のご依頼をいただき、ありがとうございます。

メールに届いたピンク枠のリンクをクリックして、本登録手続きの画面に移ります。

⚠ 本登録手続きのリンクは有効期限が24時間になっています。

下記のリンクから本登録手続きをお願いします。

https://chosashi.manaable.com/signup/form?type=ORG&token=96b321648e42d5e801b9f3d820d321a&email=info%2Bsends%40manaable.com&member_id=46f3405f-b71c-49w9-b05c-4915496677b3

※リンクの期限が切れている場合は再度本登録手続きをお願いします。

※本メールにおあたりない場合は、お手数ですが本メールを破棄してください。情報は登録されませんのでご安心ください。

※本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

日本土地家屋調査士会連合会

ステップ 3

本登録画面で登録するだけで完了！

本登録画面で補足の情報やパスワードを入力するだけで、登録が完了して、研修に申込みができるようになります。その後は同じご自身のお名前等を入力する必要がありません。

令和7年度土地家屋調査士新人研修について

連合会研修部

令和7年度の新人研修は、前年度と同じ東京ドームホテルと新大阪ワシントンホテルプラザの二会場で実施し、無事終了することができました。

新人土地家屋調査士の皆様の受講状況及びグループ討論、そして懇親会での交流内容について報告させていただきます。

受講者は、東京会場261名、大阪会場165名の合計415名になります。なお、eラーニング未視聴により研修を受けることができなかった受講者数は、東京会場10名、大阪会場1名の合計11名になります。未視聴者に話を伺ったところ、その方は視聴期間を勘違いして気が付いたら視聴期間が過ぎていたとのことでした。また、まったく視聴していない方もいました。土地家屋調査士試験に合格して登録すれば全て完了ではありません。新人研修を始め様々な研修を受け研鑽することで、土地家屋調査士として活躍できることを理解していただきたいです。資格者としての自覚が求められます。なお、東京会場で1名、大阪会場で1名の合計2名の方が遅刻しました。遅刻をして連絡が無いと、運営側としては本人に何かあったのか心配になります。次年度新人研修を受ければよいと思っているのであれば大きな間違いです。正当な理由なき遅刻は、土地家屋調査士以前に社会人としてあってはいけないことです。心を入れ替えていただきたいです。



〈eラーニング視聴について〉

科目としては、以下になります。

- 「会員の福利厚生 国民年金基金、賠償保険のガイダンス」
- 「会員心得、職務上請求書の取り扱い」
- 「土地・建物の所有及び利用上の規制関係法(戸籍・相続)」
- 「オンライン登記申請」
- 「筆界と所有権界」
- 「筆界確認の実務」
- 「土地・建物の所有及び利用上の規則関連法(土地・建物)」
- 「筆界特定制度、ADR(境界紛争解決における土地

家屋調査士の関わり)」

- 「土地家屋調査士の懲戒制度と懲戒処分事例」
 - 「土地家屋調査士業務取扱要領(第1章～第2章)」
 - 「土地家屋調査士業務取扱要領(第3章～第7章)」
 - 「登記基準点マニュアル」
 - 「一筆地測量マニュアル」
- 以上13科目となります。

eラーニング視聴者のアンケート回答を記載させていただきます。

回答者400名

- ・eラーニングによる研修方法はどうか？
5段階評価 5(良い)～1(悪い)
5:179名 4:108名 3:96名 2:13名 1:4名
- ・eラーニングの研修期間はどうか？
適切:219名 長い:84名 短い:97名
- ・eラーニングの講義数はどうか？
多い:171名 何とも言えない:221名
少ない:8名

以下eラーニング視聴についての感想です。

- ・eラーニングの期間の長さは適切だと思いますが、学んだことを集合研修まで忘れずに済むよう、集合研修前日までを期間としてもよいのではないのでしょうか。
- ・eラーニングの講義動画が現在受講期間終了となり視聴できないようになっている。寶金先生の講義など見返したいので、いつでも見られるようにしていただきたい。
- ・研修の場を設けていただきありがとうございます。eラーニングは常に学び、振り返りたいので、ぜひとも新人研修内容もマナブルに随時追加いただきたいと思います。
- ・eラーニングの視聴期間をもっと長くしてほしい。新人研修の後も見られるようにしてほしい。
- ・eラーニングのアンケートは、受講期間直後頃ならより正確な意見が取れるのでは？(先生ごとの

分かりやすさ等あまり覚えていません。)

- ・eラーニングの期間が短すぎて、全て期間内で受けるのが大変でした。もっと長期間で受けてみたいです。
- ・事前視聴の負担が大きいと感じました。もっと時間を圧縮することはできるはずです。会員の時間的・金銭的な負担を考慮し、本当に必要な項目を吟味してほしいです。

〈集合研修について〉

集合研修は、東京会場が令和7年9月21日(日) 14:00から9月22日(月) 14:00まで東京ドームホテル、大阪会場が令和8年2月22日(日) 14:00から2月23日(月) 14:00まで新大阪ワシントンホテルプラザで開催されました。講義内容及び時間は両会場とも同じになります。

両会場とも一日目の司会は西村研修部次長が担当し、開校式で倫理綱領唱和、調査士の歌斉唱の後、岡田会長挨拶、開講の言葉、趣旨説明を行い馬橋講師による「土地家屋調査士の職責と倫理について」の講義をしていただきました。登記制度や司法制度の役割を踏まえ、法によって社会を規律していくプロフェッショナルとしての土地家屋調査士の職責を果たすために、遵守すべき事項を事例も交えながら解説いただきました。

次にグループ研修を行いました。

一日目の課題は、「倫理について」になります。1グループ8名でグループ長1名、書記1名、発表者1名を決めていただき、明日抽選で選ばれたグループが発表することになります。各グループを巡回すると、開始と同時に自己紹介を行い課題について各々意見を述べているグループもあれば、あまり会話が進まないグループもありました。こちらからアドバイスをを行い終わる頃には仲良く話している光景を見ると、グループ研修の意義を感じます。

グループ研修も終わり社会貢献事業について石野

社会事業部長から説明があり、臼田会員から調査士カルテMapの説明を行いました。その後事務連絡を行い一日目の研修が終了しました。

会場を移動して懇親会が開催されました。司会は鈴木研修部次長が担当し、軽快な司会のもとアトラクションもあり、初めて顔を合わせたにも関わらず皆さん和気あいあいと談笑している姿が印象に残っています。

二日目の研修が始まりました。二日目の司会は、飯野研修部理事になります。まずは大竹副会長による「報酬額の考え方」についてです。報酬額は各々自由に設定できますが、損益分岐点を考えて金額を決める必要があること、老後の生活費も考えて安請け合いはしないことを皆さん熱心に聞いていました。

その後、昨日と同じグループに分かれて「報酬額の計算について」のグループ討論が始まりました。なお、こちらについては、発表が無い各グループで意見を共有していただくこととなります。各グループを巡回すると、討議に参加できていない受講者がいました。理由を尋ねると法人に属しているのでも自ら見積書を作成することが無いとのこと。今後は、法人社員にも考慮した新人研修を考える必要があると思いました。杉山副会長によるグループ課題の解説があり、その後、西村研修部次長による特別研修の案内のあと、代表者1名が登壇して岡田会長による修了証書の授与が行われました。最後に、松村研修部長による総括及び閉講の言葉により、二日間の新人研修が終了しました。

以下新人研修を終えてのアンケートの回答を記載させていただきます。

回答者400名

- ・この研修は有意義なものでしたか？
5段階評価 5(そう思う)～1(そう思わない)
5:243名 4:97名 3:56名 2:3名 1:1名
- ・開催時期はどうでしたか？
受講しやすい:226名 何とも言えない:154名



東京会場



大阪会場

受講しにくい：20名

- ・会場設備はどうでしたか？
良い：330名 何とも言えない：67名 悪い：3名
- ・集合研修による研修期間はどうか？
適切：331名 長い：42名 短い：17名
以下新人研修受講者の感想です。
- ・大変貴重な場所を提供していただき、有難うございました。
- ・同じ境遇の仲間とつながりを持つことができるとても良い機会でした。ありがとうございました。
- ・全国の新人調査士とつながりを持って非常に良かったと思います。
- ・新人研修は、とても有意義で楽しい時間を過ごせました。研修の企画や運営ありがとうございました。
- ・グループ課題があり、他県の方と情報共有ができて良かったです。
- ・開業したてで、遠隔地での参加が経済的負担になるので、もう少し経済的負担にならない研修だとありがたいです。
- ・業際に関することについてもっと聞いてみたかった。
- ・時間の都合上制限はあると思いますが、受講者からの質疑応答の時間があれば良かったと思います。
- ・報酬の出し方などを、もう少し詳しく教えて欲しかった。
- ・バックグラウンドや地域等が異なるメンバーと交流できる貴重な機会と感じた。これからさらにそれぞれ経験を積んだ上で交流の機会があれば、有用な情報交換の機会になると考える。
- ・講義の時間が長すぎるため、トイレが混雑し、間に合わなかったりする姿が見られた。適度な休憩時間が必要ではないかと思った。
- ・全国の新人土地家屋調査士と色々な話ができてとても有意義な研修でした。来年からは、ブロック単位になるとかかっています。今年受けてよかったです。ありがとうございました。
- ・グループ課題では、書記は2名付けたほうが良いと感じました(一名では時間が足りず、自発的に書記を二名体制にして対応しました。)
- ・報酬額のグループ研修で、表の記載方法について最初に先生と一緒に例題をやってみる等したほうが良かったと思いました。
- ・遠方からの参加でしたので、最初はオンラインで良いのでは、と、面倒な気持ちもありましたが、新人同士の輪が広がったのは大きな収穫でした。これはオンラインではなし得ないことだと思い、参加した甲斐がありました。ありがとうございました。



修了証書授与

- ・快適な施設でした。準備くださった役員の皆様、本当にありがとうございます。又、グループの人数も程よく、他地域の方と交流、情報交換ができて、大変有意義でした。これからは活かします。ありがとうございます。
- ・今後、1人事務所でやる時は値引きしないと決めた。依頼者に説明、納得してもらえるように日々、報酬・経費、利益など意識していきたい。
- ・事例紹介を交えて欲しい。
- ・時々マイクの音声が聞こえづらかったです。その他は問題ありませんでした。ありがとうございました。
- ・常に重い登記六法を遠隔地まで持ってこさせるのはやめて欲しい。
- ・2日間の開始時間と終了時間が、間際までわからなかったのも、1か月前くらいには、知らせてほしいです。
新人研修受講者の意見も考慮し、今後の新人研修をより実りのある研修にしたいと思います。

〈最後に〉

中央実施型研修による東京・大阪会場での集合研修は、本年度が最後となります。次年度以降は、集合研修を各ブロックに移行して新人研修を実施いたします。eラーニングを全国共通で受けて更に各ブロックで研修を受けることにより、その地域の実情に応じた実務基礎や応用力を養うことができるハイブリット型の新人研修に変わります。また、受講者の交通宿泊費の負担軽減になると考えています。

各ブロック関係者の方々にはお手数をお掛けしますが、各地域の土地家屋調査士を育てるためにご尽力いただけますようよろしくお願いいたします。

また、eラーニング作成及び東京会場、大阪会場での運営にご協力いただいた方々にこの場を借りてお礼申し上げます。

今年度新人研修を受けた方々が活躍され、いつかお会いできる機会があることを楽しみにしております。

地名散歩

第171回 懐かしい終着駅の名前

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

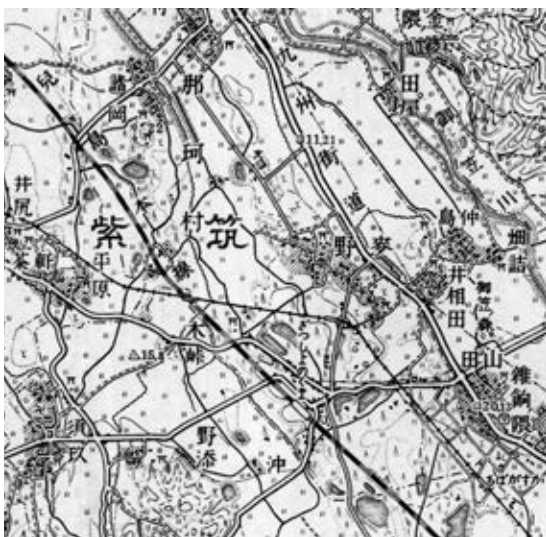
中央線の沿線に住んでいると、多くの快速電車の終点「高尾」は馴染みの駅名である。終電近くまで深酒して電車で寝過ごし、この駅のホームで目を覚ます人は少なくない。家まで戻るタクシー代が飲み代をはるかに上回り、自己嫌悪に陥ったことのある経験者は(私を含めて?)何人も知っている。

高尾という駅名は高尾山に由来するが、昭和36年(1961)までは「浅川」で、駅ができた明治34年(1901)当時の所在地、南多摩郡浅川村(現八王子市)による。多摩川の支流を村名に採用したものだが、この駅名を先頭に掲げた電車を日常的に目にした世代はほぼ70代以上に限られる。行先表示板に掲げられた「浅川」の記憶もやがて消えていくのだろう。

終着駅は、ある意味で特別な存在だ。実際の駅利用者の何倍もの人がその駅名を確認し

てから乗る電車を定めるので知名度が高い。だからこそ改称もあり得るわけで、上手な戦略だったと思うのが東武鉄道の東武動物公園駅だ。明治の開業以来ずっと杉戸を称しており、伊勢崎線から日光線が分岐する要衝であることから杉戸止まりの電車も多かった。改称は昭和56年(1981)で、文字通り東武動物公園の開業に合わせて改称されている。それまで北春日部止まりだった地下鉄日比谷線からの電車はここまで運転区間が延長されたため、銀座や霞が関を走る電車がこの東武直営(当時)の観光施設名を常時宣伝することになった。実に効果的だったに違いない。

電車庫ができると、当然ながらその駅止まりの電車が増えるので、駅の知名度は高まる。車庫はかなり広い敷地を必要とするため、あまり知られていない無名の駅だったりすると、



博多の南側にあった鹿児島本線雑餉隈(現南福岡)駅。ここに電車庫が設置されたため、この難読駅を行先に掲げた列車が急増した。1:50,000「福岡」大正15年(1926)修正



福島県いわき市となる前の平市。駅名は記されていないが、市名の下が平(現いわき)駅。隣の内郷駅は常磐炭積み出しの中心駅だった。1:200,000「白河」昭和31年(1956)編集

最初のうちは戸惑う客も多い。その筆頭は、福岡市の雑餉隈^{ざっしよのくま}駅だろうか。九州の国鉄で初めて、昭和36年(1961)に鹿児島本線の門司港^{ももじ}～久留米間が電化された際、この難読駅に隣接して電車庫が設けられた。同40年の時刻表を改めて調べてみると、下りで18本もの電車が「雑餉隈」を掲げていたことがわかる。

ところが、たとえば北九州市の小倉あたりから福岡市方面へ向かう乗客としては、その雑餉隈駅が「博多の手前なのか、それとも向こう側なのか」がわからない。おそらく車掌などへの問い合わせは激増したのだろう。電車庫は最初から南福岡電車区を名乗っていたが、昭和41年(1966)に駅名もこれに合わせて南福岡駅と改称したという。ただし、近所にある西日本鉄道雑餉隈駅は、今も健在である。参考までにこの珍しい地名、『角川日本地名大辞典』によれば、「雑餉^{ざっしよ}は雑掌(中世の荘官)のことで、隈^{くま}は曲り角を指すので、御笠川の蛇行を意味すると思われる」とある。由緒ある地名だ。

同じ鹿児島本線の懐かしい「終着駅」といえば、横浜市に住んでいた中高生時代の私にとっては「西鹿児島」だった。九州新幹線が開通した際に鹿児島中央と改称されたので現存しないが、当時は西鹿児島行きブルートレイン「はやぶさ」が鹿児島本線経由、「富士」が日豊本線^{にっぽう}経由でいずれもこの駅を目指していた。横浜駅のプラットホームで夕方これらの寝台特急を目撃すると、まだ行ったことがなかった遠方にある南国の街を想像したものである。

関東圏の車庫の駅としては、高崎線^{かごはら}の籠原駅が挙げられる。籠原電車区が設置されたのは、南福岡と同様の高度経済成長期の昭和44年(1969)。埼玉県熊谷市域の西端付近にあるが、やはり不案内の乗客には「熊谷の手前か向こうなのか」がわかりにくい。それでも半世紀以上も経ってだいぶ定着したのか、改称する

話は聞かない。

東北方面で挙げたいのは、常磐線^{たいら}の平駅だ。現在のいわき駅で、明治30年(1897)に開業した由緒ある停車場だ。昭和41年(1966)に14市町村の広域合併でいわき市となるまでは福島県平市で、駅はその中心であった。市名に合わせて改称されたのは、いわき市が誕生して28年も後の平成6年(1994)である。それまでは、平行きの特急「ひたち」が何本も上野駅から発車していた。改称の契機はその翌年に予定されていた福島県での国民体育大会で、地元の意向による改称のため、その費用約1億3千万円は地元で負担したという。

そういえば、明治16年(1883)以来ずっと東京の北の玄関口としての座を保っていた上野駅も、「上野東京ライン」の開業で東北・高崎・常磐の各線と東海道本線方面が直通運転するのが通常となったため、現在では「上野行き」の列車は例外的な存在となった。東北・上越新幹線が開通した後は、常磐線の「ひたち」や「ときわ」だけが上野駅始発・終着の特急であったが、現在ではほとんど品川発着となったため、「上野」の表示を見られる機会も激減している。

ためしに、37年前の平成元年(1989)の時刻表を引っ張り出してみれば、上野駅からは札幌行き寝台特急の「北斗星」が3往復もあり、東京駅からは前述の西鹿児島行き「はやぶさ」の他に長崎行き「さくら」、宮崎行きの「富士」、そしてブルートレインだった「出雲」の1往復がはるばる浜田(島根県)まで遠征していた。大阪駅からも寝台特急「日本海」は遠路函館まで、夜行急行(懐かしい響き!)の「ちくま」がB寝台付きで夜明けの長野を目指していたものだ。思えば今、大阪駅や新大阪駅を発車する北陸方面行き列車の終点は、その入口に過ぎない敦賀^{つるが}止まりである。金沢や富山の行き先を掲げた列車が再び走る(=北陸新幹線の開通)のはいつのことだろうか。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査



「たかな」

深谷 健吾

たかなの穴や孟宗竹の穴
奥飛驒の子らが主役の植樹祭
緑陰や白きの射る白き腕
長老の舞の軽やか祭獅子

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

現し身にあの世と紛ふ朧かな
大輪の夢膨らまず牡丹の芽
至福とは恙なきこと草の餅
杖などはいらぬ足腰青き踏む

岐阜 堀越 貞有

仲悪しき人も混じりて花見酒
一本の幹より千畳藤の棚
庭先で退院を待つ雪柳
豆ごはん食べては思ふ母のこと

兵庫 小林 昌三

つばめの巢見上げる子らも口を開け
桃色の椿一輪庭和む

山口 久保真珠美

迷路行く菜の花の香の風を受け
測量の手を止め追ひぬ紋黄蝶

鹿児島 田代悦哉

親房と南朝の夢梅賀名生
寺跡に墓石が一つ八咫の梅

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

大輪の夢膨らまず牡丹の芽

「牡丹の芽」は、春の季語。牡丹は寒気に強いために、他の植物に比べ芽吹くのが早

い。枝の先の燃えるような赤い芽には力強さを感じる。牡丹の花は、古くから日本では「百花の王」と呼ばれ、親しまれている。大輪の花は、前向きに生きる姿を重ねた比喻としても使われる。牡丹の真つ赤な芽の力強さから膨らむ夢の花が連想される。花言葉の「王者の風格」「富貴」「高貴」と言われる「大輪の花」のごとくに咲く花として詠み込まれた見事な心象句である。

堀越 貞有

仲悪しき人も混じりて花見酒

「花見酒」とは、春の季語「花見」の傍題。花見とは、桜の花を観賞し、楽しむこと。満開の桜を眺めながら仲間やグループで集まって、お酒やご馳走を楽しむお花見は、日本の春の風物詩でもある。車座になって飲むお酒は、花見には欠かせない。車座の中には仲悪しき人もいるかもしれないが、飲み過ぎには注意して、マナーを守って楽しい花見酒にしたいものである。美しい光景に感謝して、仲間の皆さんに感謝して、楽しい時間に感謝する。満開の桜と花見酒の光景を活写した佳句である。

小林 昌三

つばめの巢見上げる子らも口を開け

「燕の巢」とは、春の季語「燕」の傍題。春の彼岸前後に渡来した燕は、泥・糞・毛髪などをくわえてきて人家の梁や軒先などに巧緻な巣を営む。古巣を愛する念が強く、毎年忘れないで同じ場所へやってくる。燕は種子島以北の全国で繁殖する。空中をひるがえり、地上すれすれに飛ぶ姿は鮮やかである。提句の眼目は、子燕達も子供達も

共に「口を開け」の下五のフレーズである。子供達が口を開けて見上げている燕の巢の子燕に親燕から揃って口を開けて餌を貰っている光景を活写した佳句である。

久保真珠美

測量の手を止め追ひぬ紋黄蝶

「紋黄蝶」とは、春の季語「蝶」の傍題。蝶は厳冬期を除き一年中みられるが、とくに春は花も多く、もつとも多く発生するので春季のものとしてされている。早いものは三月頃から飛び始める。これを初蝶という。シロチョウ科の紋白蝶や紋黄蝶などが多く目につくが、晩春頃より揚羽蝶。烏蝶など、大形の美しい蝶が見られる。春以外の季語に見られるものには、それぞれ季節名を付けて呼び、区別している。一般的に春季に見られる蝶は紋白蝶が多く、紋黄蝶がみられるのは少ないためよく目立つ蝶である。提句は、測量の手までも止めて追う程、鮮やかな黄色で美しい蝶であったことだろう。中七を「句またがり」の技法を駆使して巧みに詠みこんだ佳句である。

田代悦哉

親房と南朝の夢梅賀名生

「梅」は、「春」の季語。梅は香り、花の色、木の姿など、古来より日本人に愛され親しまれてきた。「足利尊氏に京を追われて五條市西吉野町賀名生の堀孫太郎信増の住宅に後醍醐天皇が立ち寄り後亀山、後村上、長慶と南朝の二代の皇居として使用された。当時は穴生であったが夢実現の願いを込めて「叶名生」そして賀名生と変化した。」との説明文の添書がありました。

人事異動 法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付で行われましたので、その一部を左に紹介いたします。(○ 令和八年四月一日付け異動)

法務局		地方法務局	
庁名	局長	庁名	局長
東京	自見 武士 ○横井 秀行 ○佐藤 淳一	佐賀	兼田 敬 ○石原万有里
大阪	○中尾 彰 ○山本 貴典	福岡	長崎 喜夫 ○園田由希子 ○吉福 拓也 ○高橋 要 ○立花千恵子 ○橋本 新吾
名古屋	土手 敏行 ○今井 唯市	山口	青島 謙一 ○中山要次郎 ○田代 尚昌 ○山田 賢治 ○前田 敦子 ○石井多加子 ○石井多加子
広島	江口 幹太 ○高木 一浩	香川	○藤原 征嗣 ○堀 良行 ○堀 真由美 ○中西 吉儀 ○野村 雅彦 ○高田 野村 ○高田 野村
仙台	○沼田 知之 ○史典 史典	徳島	○廣原 征嗣 ○藤次 良行 ○堀 真由美 ○中西 吉儀 ○野村 雅彦 ○高田 野村 ○高田 野村
札幌	○樋口 全	高松	○野上 和也 ○中山要次郎 ○田代 尚昌 ○山田 賢治 ○前田 敦子 ○石井多加子 ○石井多加子
東京	石橋 竜也 ○村上 明 ○小西 憲治 ○舟山 一次 ○羽生 真人 ○箕浦 裕幸 ○榎川 博昭 ○西村 孝 ○石田 映子 ○高木 大輔 ○中山 和典 ○木村 順子 ○北條 鉄也 ○環 貴史 ○藤代 貴史 ○山門 由美 ○小田 隆弘	高松	○兼田 敬 ○石原万有里 ○井上 卓郎 ○鈴木 健一 ○鈴木 健一 ○増田 肇 ○平島 栄嗣 ○笠原 竜介 ○山田 敢治 ○下田 一博 ○小野 盛伸 ○丸子 智広 ○笠原文雄 ○山口 正志 ○竹内 幹人 ○角花 真信 ○馬渡 秀雄 ○今井 元弘 ○小野寺 徹 ○長井 裕子 ○菊地 俊和 ○石井 智紀 ○益崎弘一朗 ○森 俊介 ○平野 美穂 ○光延梨恵子 ○岩永 知洋 ○後藤 達司
大阪	○山本 貴典 ○加藤 和孝 ○若月 健 ○廣原 征嗣 ○藤次 良行 ○堀 真由美 ○中西 吉儀 ○野村 雅彦 ○高田 野村 ○高田 野村	高松	○佐々木 慎一 ○草野 秀樹 ○富永 美香 ○渡辺 利明 ○渡辺 淳一 ○前田 結美 ○下田 一博 ○小野 盛伸 ○丸子 智広 ○笠原文雄 ○山口 正志 ○竹内 幹人 ○角花 真信 ○馬渡 秀雄 ○今井 元弘 ○小野寺 徹 ○長井 裕子 ○菊地 俊和 ○石井 智紀 ○益崎弘一朗 ○森 俊介 ○平野 美穂 ○光延梨恵子 ○岩永 知洋 ○後藤 達司
名古屋	○山本 貴典 ○加藤 和孝 ○若月 健 ○廣原 征嗣 ○藤次 良行 ○堀 真由美 ○中西 吉儀 ○野村 雅彦 ○高田 野村 ○高田 野村	高松	○佐々木 慎一 ○草野 秀樹 ○富永 美香 ○渡辺 利明 ○渡辺 淳一 ○前田 結美 ○下田 一博 ○小野 盛伸 ○丸子 智広 ○笠原文雄 ○山口 正志 ○竹内 幹人 ○角花 真信 ○馬渡 秀雄 ○今井 元弘 ○小野寺 徹 ○長井 裕子 ○菊地 俊和 ○石井 智紀 ○益崎弘一朗 ○森 俊介 ○平野 美穂 ○光延梨恵子 ○岩永 知洋 ○後藤 達司
広島	○山本 貴典 ○加藤 和孝 ○若月 健 ○廣原 征嗣 ○藤次 良行 ○堀 真由美 ○中西 吉儀 ○野村 雅彦 ○高田 野村 ○高田 野村	高松	○佐々木 慎一 ○草野 秀樹 ○富永 美香 ○渡辺 利明 ○渡辺 淳一 ○前田 結美 ○下田 一博 ○小野 盛伸 ○丸子 智広 ○笠原文雄 ○山口 正志 ○竹内 幹人 ○角花 真信 ○馬渡 秀雄 ○今井 元弘 ○小野寺 徹 ○長井 裕子 ○菊地 俊和 ○石井 智紀 ○益崎弘一朗 ○森 俊介 ○平野 美穂 ○光延梨恵子 ○岩永 知洋 ○後藤 達司
仙台	○山本 貴典 ○加藤 和孝 ○若月 健 ○廣原 征嗣 ○藤次 良行 ○堀 真由美 ○中西 吉儀 ○野村 雅彦 ○高田 野村 ○高田 野村	高松	○佐々木 慎一 ○草野 秀樹 ○富永 美香 ○渡辺 利明 ○渡辺 淳一 ○前田 結美 ○下田 一博 ○小野 盛伸 ○丸子 智広 ○笠原文雄 ○山口 正志 ○竹内 幹人 ○角花 真信 ○馬渡 秀雄 ○今井 元弘 ○小野寺 徹 ○長井 裕子 ○菊地 俊和 ○石井 智紀 ○益崎弘一朗 ○森 俊介 ○平野 美穂 ○光延梨恵子 ○岩永 知洋 ○後藤 達司
札幌	○山本 貴典 ○加藤 和孝 ○若月 健 ○廣原 征嗣 ○藤次 良行 ○堀 真由美 ○中西 吉儀 ○野村 雅彦 ○高田 野村 ○高田 野村	高松	○佐々木 慎一 ○草野 秀樹 ○富永 美香 ○渡辺 利明 ○渡辺 淳一 ○前田 結美 ○下田 一博 ○小野 盛伸 ○丸子 智広 ○笠原文雄 ○山口 正志 ○竹内 幹人 ○角花 真信 ○馬渡 秀雄 ○今井 元弘 ○小野寺 徹 ○長井 裕子 ○菊地 俊和 ○石井 智紀 ○益崎弘一朗 ○森 俊介 ○平野 美穂 ○光延梨恵子 ○岩永 知洋 ○後藤 達司

国民年金基金

基金だより

～国民年金基金制度とは？～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

■基金制度のあらまし

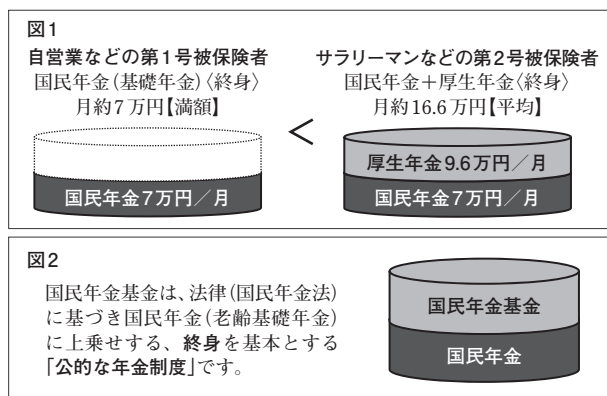
今日、人口の減少、AIやDXなどの様々な技術進歩による社会的な変革など、経済社会の将来的な不確実性が指摘されています。また、平均寿命は高い値を記録し、人生100年時代とも言われる長寿化が指摘される一方、果たして何歳まで生きることになるのか分からないという、いわゆる長寿化のリスクも指摘されています。こうした不確実な、そして、長期化する将来に向けて、経済的な生活基盤を確かなものとしておくことが、今日大変重要となっています。

一方、長期の不確実性を前に、個人の力のみで、貯蓄等によって備えていくことは限界がありますので、現在、社会全体で不確実な将来リスクをカバーするための仕組みが「公的年金」として制度化されています。

公的年金においては、職業の形態に応じて、自営業者などの第1号被保険者については国民年金が、サラリーマンなどの第2号被保険者については国民年金と厚生年金とが、いずれも「終身」で給付される仕組みとなっています。(図1参照)

ここで、自営業者などの第1号被保険者の年金給付は、20歳から60歳までの40年間満額加入の場合、月額約7万円(R8年度)となるのに対し、サラリーマンなどの第2号被保険者については、平均額で月額約16万6千円(同)となっており、一般的に、自営業者などの年金給付については、サラリーマンなどと比較して、少額であることが分かります。

国民年金基金制度は、図2のとおり、第1号被保



険者の1階部分の国民年金に上乗せする、終身年金を基本とする「公的な年金制度」です。

基金制度には、主に、①掛金全額が社会保険料控除の対象となるなどの税制上の優遇措置が設けられていること、②終身年金が基本となっていること、③家族や補助者の方も加入できることなどの特徴があります。なお、新規加入者の9割以上は、①の税制上の優遇措置を重視して加入されています。

■掛金1年前納の方の引落日

令和8年度分の基金掛金を国民年金保険料と合算せずに1年度分前納とされている方の引落日は、6月1日(月)となっていますので、ご注意ください。

■キャンペーン情報

加入者の方が、ご家族や知人等をご紹介・ご加入いただいた場合、クオカード1,000円を進呈するキャンペーンを実施していますので、どうぞご利用ください。

国民年金基金のご案内

— 税優遇を活かして老後に備える —

国民年金(老齢基礎年金)に上乗せする終身を基本とする「公的な年金制度」です。

税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

ホームページ上でもシミュレーション加入申出のお手続きができます。

加入資格

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/> 0120-137-533

編集後記

昨年10月に生まれて初めて万博(国際博覧会)を訪れました。半年以上経った今でも、訪れた大阪・関西万博の強烈な印象は忘れられません。最先端の技術や多様な価値観が一堂に会する会場は、まさに「未来社会の実験場」と言える空間であり、来場者一人ひとりに新たな視点や気づきを与えてくれるものでした。各国のパビリオンでは、環境問題や持続可能性、デジタル技術の進展など、これからの社会の在り方について様々な提案がなされ、強く心に残っています。

また、大阪・関西万博のシンボル「大屋根リング」に使用された木材の約40%は高知産であるとされ、高知市では本年4月に「大屋根リング」の一部が里帰り展示されていました。

こうした未来志向の展示に触れる中で、私たち土地家屋調査士の業務についても改めて考えさせられました。土地の境界を明らかにし、権利関係を整理

するという基本的な役割は変わりませんが、社会のデジタル化や価値観の多様化が進む中で、その在り方や求められる対応も少しずつ変化しています。単なる測量や登記にとどまらない、より広い視点での専門性が求められていると感じます。これは、万博で示されていた「共創」や「調和」といったキーワードとも通じるものがあるように思われます。

時代がどれほど進んでも、土地という基盤の重要性は変わりません。その基盤を支える私たち土地家屋調査士の責務もまた、社会の変化に応じて進化し続ける必要があります。万博で得た刺激を契機として、日々の業務を見つめ直し、より良いサービスの提供につなげてまいりたいと思います。

今後とも、本会報が皆様にとって有益な情報源となるよう努めてまいります。引き続きご支援・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

広報部理事 岡林 友紀(高知会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社